

# 三木市

# 多文化共生推進プラン



令和 6 年 3 月

三木市



## はじめに

令和6年度からの本市における多文化共生の取組を推進する新たな計画として、「三木市多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市の人口は、平成18年をピークに緩やかに減少しています。一方、外国人住民は増加傾向にあり、令和5年12月末時点での市の人口の約3.22%に相当する約2,400人が暮らしています。国においては、外国人材の活躍推進を掲げており、本市の外国人住民は今後もますます増えていくことが見込まれています。

近年では、外国人住民の国籍や在留資格、活動の多様化が進んでおり、国においても、新たな在留資格が創設されるなどの動きがありました。このような中、本市においては、外国人住民へ向けた日本語教室や生活相談、多文化共生の理解促進に向けた各種講座の開催等に取り組んでいますが、緊迫した国際情勢や新型コロナウィルス感染症による影響、デジタル化の進展、災害発生時への備えなど、社会の変化に伴い、対応すべき課題はさらに多様化しています。

人口が減少し、少子高齢化が進むわが国にあっては、まちの活性化を維持していくためにも、「外国人住民は、ともに地域をつくる大切なパートナーである」という認識のもと、外国人住民が本市を構成する一員として主体的に地域社会に参画し、活躍できる環境づくりを進めることは極めて重要であると考えます。

このたび策定したプランでは、多様な文化的背景を持つ市民が、お互いの文化や価値観の違いを認め合い、共に支え合う、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりを基本理念とし、「地域コミュニケーションの活性化」「安全で安心して暮らせる生活基盤の整備」「多文化共生を推進する地域づくり」を基本目標として掲げ、施策の方向性を示しています。

今後は、本プランに基づき、地域住民、各種団体、企業、行政など「チーム三木」が一丸となって、それぞれの分野で具体的な取組が進められると期待しています。

市民の皆様が、外国人住民の方々とともに、同じ地域住民として助け合い、支え合いながら暮らせるまちをめざして、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントにご協力いただきました市民、団体の皆様をはじめ、三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会においてご尽力いただきました関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

三木市長 仲田一彦



## 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 プラン策定の背景・趣旨 .....	1
2 プランの位置づけ .....	2
3 プランの期間 .....	3
4 プランの対象者 .....	3
5 プランの策定方法 .....	4
1) 策定検証委員会の設置 .....	4
2) アンケート調査等の実施 .....	4
3) パブリックコメント <sup>※1</sup> の実施 .....	4
第2章 三木市の多文化共生を取り巻く現状 .....	5
1 人口の推移 .....	5
2 外国人住民の現状 .....	6
1) 外国人住民の推移 .....	6
2) 外国人児童生徒数の推移 .....	8
3 アンケート調査からみる現状と課題 .....	9
1) アンケート調査の対象と調査方法 .....	9
2) アンケート調査の回収状況 .....	9
3) 外国人・日本人アンケート調査の結果 .....	10
4) 団体ヒアリングの結果 .....	18
第3章 プランの基本的な考え方 .....	19
1 多文化共生のまちづくりの推進 .....	19
2 基本理念（将来のあるべき姿） .....	20
3 基本目標（5年後の姿） .....	20
基本目標1 地域コミュニケーション <sup>※2</sup> の活性化 .....	20
基本目標2 安全で安心して暮らせる生活基盤の整備 .....	20
基本目標3 多文化共生を推進する地域づくり .....	20
4 多文化共生を推進する各主体の役割 .....	21
5 プランの成果指標 .....	23
6 基本方針 .....	23
7 施策の体系（展開） .....	24
第4章 施策の展開 .....	25
1 コミュニケーションの活性化 .....	25
1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備 .....	25
2) 日本語教育・生活オリエンテーションの推進 .....	26
2 生活基盤の整備 .....	28
1) ニーズに合った教育機会の確保 .....	28
2) 働きやすい労働環境づくり .....	31

3 ) 緊急時・災害時の支援体制の整備 .....	32
4 ) 医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供 .....	34
5 ) 子ども・子育て及び福祉サービスの提供 .....	35
6 ) 住宅確保のための支援 .....	36
3 意識啓発と社会参画支援 .....	37
1 ) 多文化共生の意識づくりと啓発活動 .....	37
2 ) 外国人住民の社会参画への促進 .....	39
4 地域活性化の推進やグローバル化 <sup>※3</sup> への対応 .....	40
1 ) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進 .....	40
2 ) 国際交流の推進 .....	40
第5章 プランの推進に向けて .....	42
1 プランの推進に向けて .....	42
2 プランの進行管理 .....	42
資料編 .....	43
三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会設置要綱 .....	43
三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会委員名簿 .....	46
三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会会議経過 .....	47
用語解説 .....	48

※本プランで用いている用語の意味（解説）は、巻末の「用語解説」（48 ページ以降）に掲載しています。なお、用語解説のあるものは右上に「※」がついています。



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 プラン策定の背景・趣旨

平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正以降、日系人の入国が容易になり、グローバル化の進展と人の国際移動が活発化する中、外国人の定住化が進み、日本で生活する在留外国人数は年々増加しています。令和5年（2023年）6月末では、およそ322万人の外国人が滞在しています。

平成31年（2019年）4月には、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するための在留資格※<sup>4</sup>「特定技能※<sup>5</sup>」が創設されました。

こうした中、国においては外国人材の更なる受入に向けた環境整備を進め、令和元年（2019年）6月に「日本語教育の推進に関する法律」を施行、令和2年（2020年）9月には「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生の推進に新たな方向性を示しました。この改訂では、「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発と社会参画支援」「地域活性化の推進やグローバル化への対応」の4つの施策を推し進めています。

本市においても外国人住民は年々増加傾向にあり、平成25年（2013年）12月末に969人であった外国人住民が、令和5年（2023年）12月末現在では2,381人と、10年間で2倍以上に増えている状況にあります。外国人住民の増加と多国籍化に伴い、日常生活、教育、就労など様々な課題が顕在化しており、外国人住民を一時的な滞在者としてではなく、生活者、地域住民として認識する視点が必要となっています。

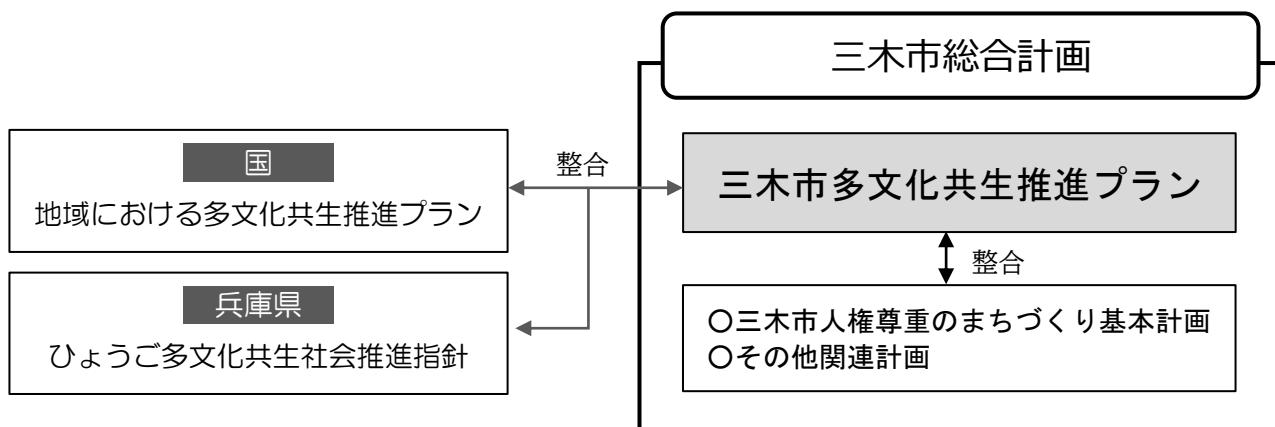
このような状況を踏まえ、本市では日本語教室※<sup>6</sup>の開催や外国人住民のための生活相談、多文化共生理解の促進に向けた各種講座の開催など、多文化共生に対する理解の促進、生活支援等に取り組んでいます。日本人住民も外国人住民も、共にまちを創るパートナーとして、国籍や民族などを超えてお互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、「三木市多文化共生推進プラン」を策定します。

## 2 プランの位置づけ

本プランは「三木市総合計画」を上位計画として、本市における多文化共生を推進することを目的に具体的な取組を定める分野別計画です。

「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」をはじめとする各種個別計画との整合を図り、国、「地域における多文化共生推進プラン」や県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」等を踏まえて策定し、これらと共に、「三木市総合計画」に合わせて、誰もが社会に参画する機会を持ち活躍できる多様性<sup>※7</sup>と包摂性<sup>※8</sup>のある社会の実現に向けた「持続可能な開発目標（S D G s）<sup>※9</sup>」の取組に繋げていきます。

また、本市は100年後も誇りを持って暮らせるまち三木をめざして、令和5年（2023年）5月に内閣府より「S D G s 未来都市」に選定されました。「S D G s 未来都市」として、誰もが住み続けたくなるまちの実現に向け、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを推進していきます。



### 3 プランの期間

---

本プランは、令和6年度（2024年度）を初年度とする5年計画です。

なお、社会情勢の変化や国の動向も注視しながら、関連計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)
三木市総合計画 基本構想（R2～R11）						次期三木市総合計画 基本構想			
前期 基本計画	後期基本計画					次期前期基本計画			
三木市多文化共生推進プラン						次期プラン			

### 4 プランの対象者

---

本プランの対象者は、日本人住民と外国人住民の双方が、それぞれの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていくこうという多文化共生の考え方に基づき、外国人住民だけでなく日本人住民を含めた全体を対象者としています。

本プランで示す外国人住民は、本市に在住、在勤、在学する外国籍の人に加え、市内で事業を営む、活動する外国籍の人や、外国にルーツを持つ人（外国出身で日本国籍を取得した人、日本国籍であるものの日本語が母語<sup>※10</sup>ではない人、外国籍の親を持つ子ども等）も含めています。

ただし、統計上の数値や施策の内容によっては、住民登録している外国籍に限る場合があります。

## 5 プランの策定方法

---

### 1) 策定検証委員会の設置

行政だけでなく市民や企業、関係機関等すべての住民が連携しながら多文化共生に取り組む具体的な行動計画とするため、策定及び見直し並びに推進プランに係る施策の検証を行う「三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会」を設置しました。

### 2) アンケート調査等の実施

多文化共生のまちづくりを推進するに当たり、本市に住む日本人住民や外国人住民の多文化共生に関する意識や考え方等を把握し、「三木市多文化共生推進プラン」策定の基礎資料とするため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

### 3) パブリックコメントの実施

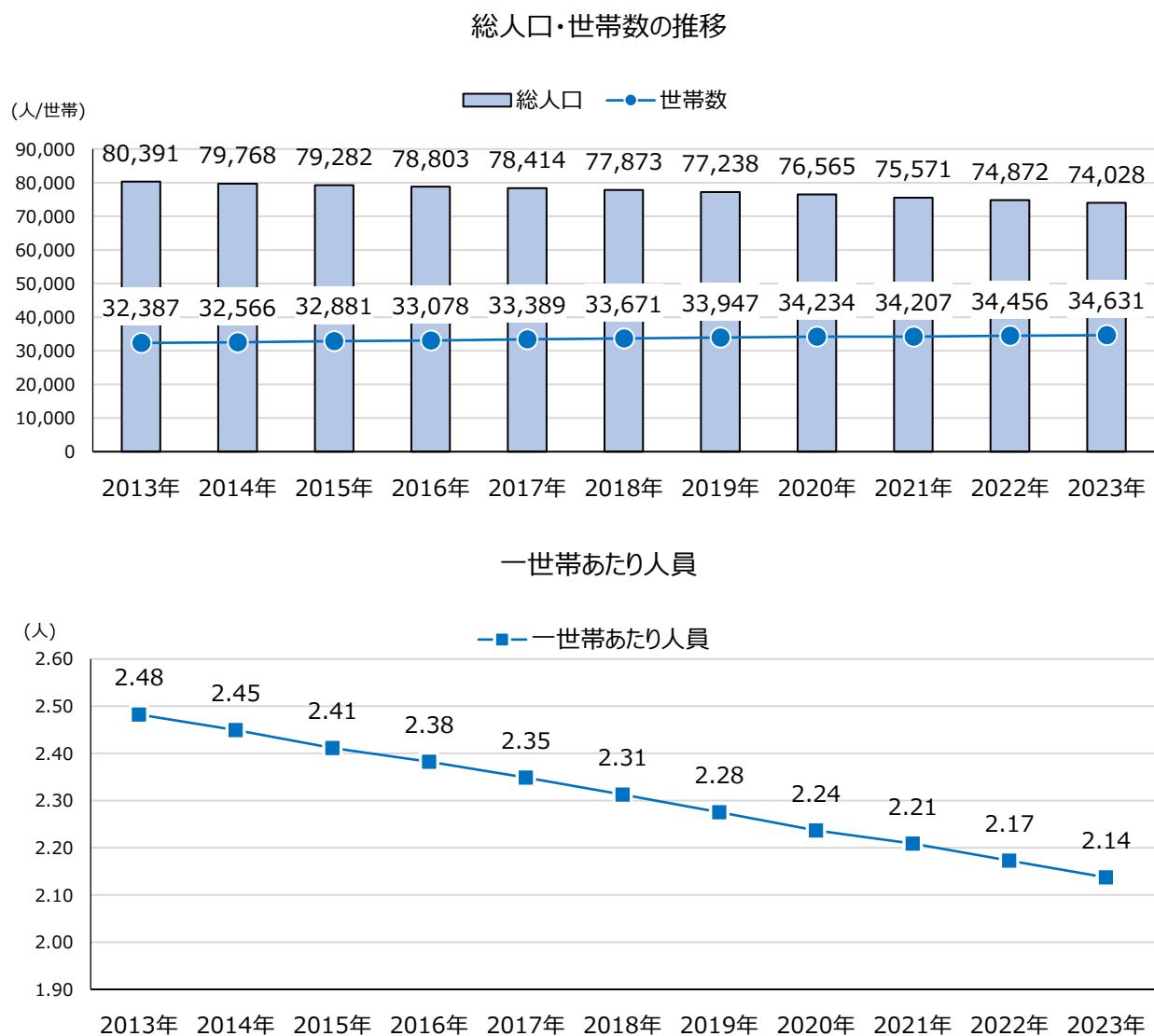
策定した本プラン案について、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映したプランとなるよう努めました。

実施期間：令和5年12月18日～令和6年1月19日

## 第2章 三木市の多文化共生を取り巻く現状

### 1 人口の推移

本市の人口（外国人含む）は令和5年（2023年）で74,028人と年々減少しています。一方、世帯数は年々増加しており、令和5年（2023年）で34,631世帯となっています。一世帯あたり人員は平成25年（2013年）で2.48人が、令和5年（2023年）では2.14人と、核家族化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

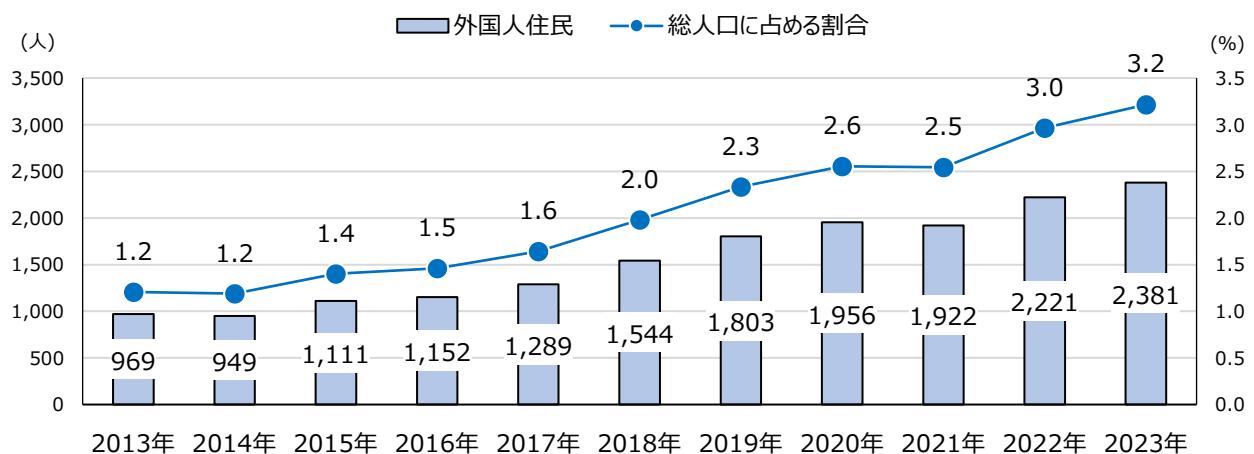
## 2 外国人住民の現状

### 1) 外国人住民の推移

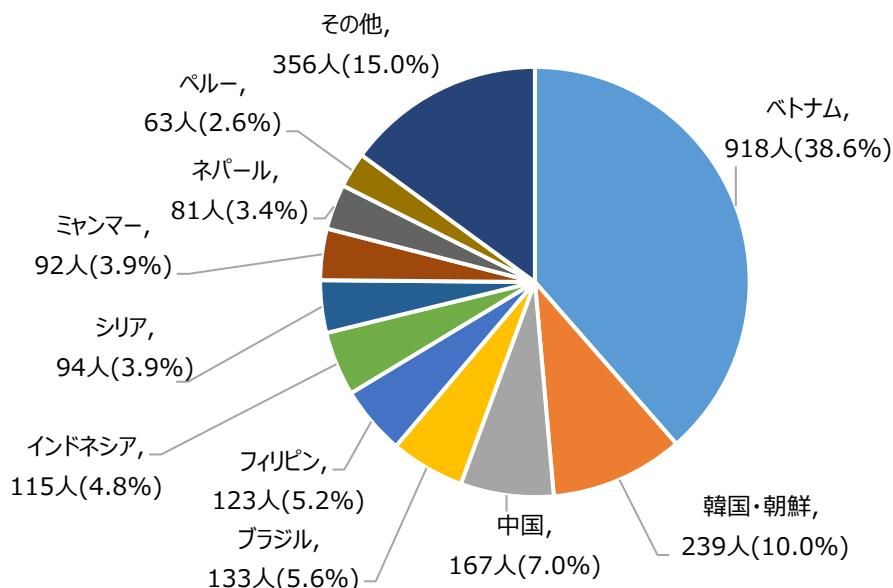
本市の外国人住民は増加の傾向にあり、令和5年（2023年）で2,381人と、平成25年（2013年）から倍以上の1,412人増加しています。

国別にみると、令和5年（2023年）は「ベトナム」が918人で全体の38.6%と最も多く、次いで「韓国・朝鮮」が239人（10.0%）、「中国」が167人（7.0%）で続いています。平成25年（2013年）当時は「韓国・朝鮮」が281人で全体の29.0%を占めていましたが、近年「ベトナム」が大きく増えています。

外国人住民の推移



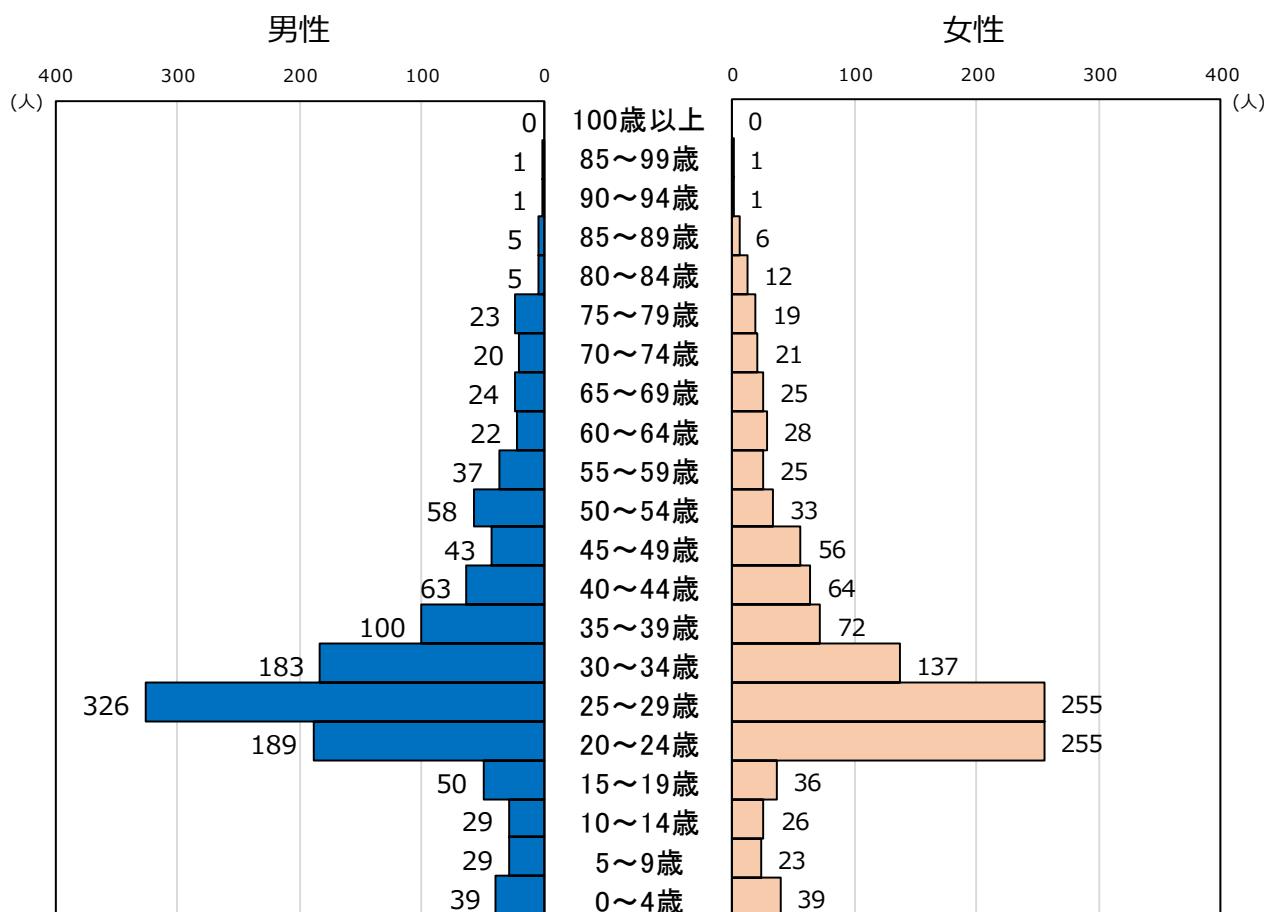
令和5年（2023年）国別外国人住民



資料：三木市調べ（各年12月末現在）

年齢別にみると、男女ともに20～34歳の外国人住民が多くなっています。

令和5年（2023年）年齢別外国人住民人口ピラミッド



資料：三木市調べ（令和5年（2023年）12月末現在）

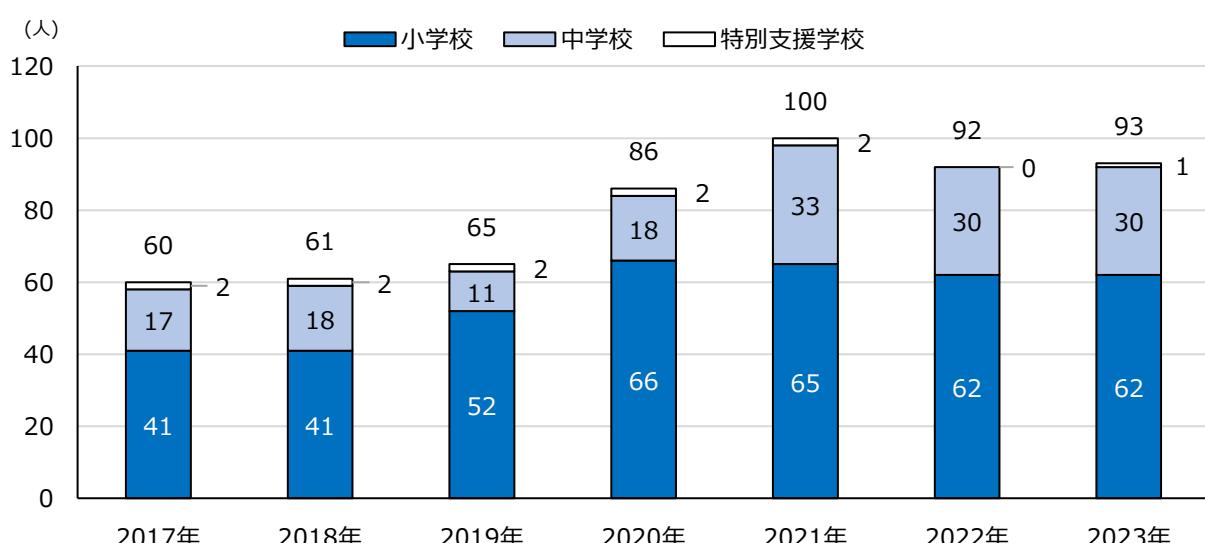
## 2) 外国人児童生徒数の推移

本市の公立学校における外国人児童生徒数は、外国人住民の増加に伴って、概ね増加傾向にあり、令和5年（2023年）で93人となっています。

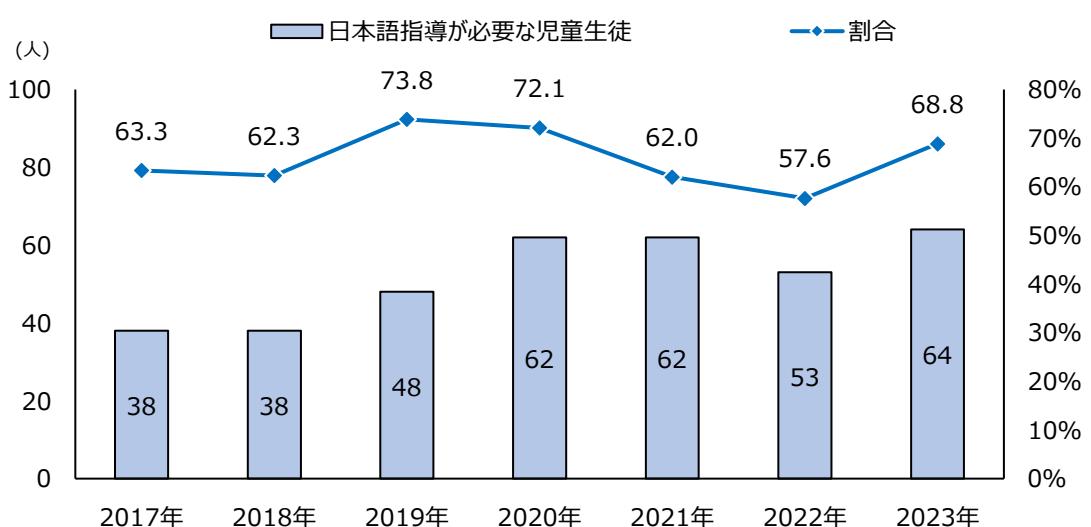
また、人口ピラミッドのグラフをみると、0歳から4歳までの子どもの数が多いため、今後小学校に入学する外国人児童生徒が増加する可能性が高いと予想されます。

日本語指導が必要な児童生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができますが、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」のことです。本市においては、外国人児童生徒の増加に伴い日本語指導が必要な児童生徒は増えており、令和5年（2023年）で64人（68.8%）と、外国人児童生徒全体に占める割合は6～7割となっています。

外国人児童生徒数の推移



日本語指導が必要な児童生徒数



資料：学校基本統計（各年5月1日未現在）

### 3 アンケート調査からみる現状と課題

#### 1) アンケート調査の対象と調査方法

調査の種類	対象者	調査方法
①外国人住民アンケート調査	市内に住む 18 歳以上の外国人住民 246 人	来庁者、日本語教室、市内企業に依頼・回収
②日本人住民アンケート調査	令和 4 年（2022 年）6 月 1 日現在、市内に住む 18 歳以上の日本人住民から 2,000 人を無作為に抽出	郵送による配布・回収
③団体ヒアリング調査	市内で外国人支援に携わる団体	郵送及びメールにより調査票を配布し、内容をもとに聞き取りを実施

#### 2) アンケート調査の回収状況

調査の種類	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
①外国人住民アンケート調査	246 通	200 通	81.3%	200 通	81.3%
②日本人住民アンケート調査	2,000 通	876 通	43.8%	876 通	43.8%
③団体ヒアリング調査	24 団体	24 団体	100.0%	24 団体	100.0%
うち関係団体	4 団体	4 団体	100.0%	4 団体	100.0%
うち自治会	20 団体	20 団体	100.0%	20 団体	100.0%

### 3) 外国人・日本人アンケート調査の結果

※1 表中の「n」は回答者数を表しています。

※2 表題の「外→外国人調査」、「日→日本人調査」を表しています。

#### 外 日本語の理解力

##### ①聞く

		(n)	会話が、すべて理解できる	会話が、大体理解できる	ゆっくり話してくれれば、大体理解できる	ゆっくり話してくれれば、少し理解できる	ほとんどわからない	不明・無回答
全体		200	3.5	22.5	39.0	30.0	3.5	1.5
在 日 期 間	1年未満	43	4.7	4.7	30.2	48.8	7.0	4.7
	1~3年未満	62	1.6	27.4	35.5	33.9	1.6	0.0
	3~5年未満	63	1.6	25.4	42.9	23.8	4.8	1.6
	5年以上	26	11.5	30.8	46.2	11.5	0.0	0.0

○ 「ゆっくり話してくれれば、大体理解できる」が39.0%で最も多い。

○ 在日期間別にみると、1年未満の人は「ゆっくり話してくれれば、少し理解できる」、1年以上の人は「ゆっくり話してくれれば、大体理解できる」が最も多い。5年以上の人のみ「会話が、すべて理解できる」が10%台。

##### ②話す

		(n)	自分の言いたいことが母語と同じくらい話せる	母語ほどではないが、自分の言いたいことが大体話せる	単語や短い文で、自分の言いたいことが少し言える	自己紹介や挨拶ぐらいであれば言える	ほとんど話せない	不明・無回答
全体		200	3.0	32.5	47.0	11.0	2.0	4.5
在 日 期 間	1年未満	43	2.3	14.0	48.8	25.6	0.0	9.3
	1~3年未満	62	1.6	35.5	45.2	11.3	3.2	3.2
	3~5年未満	63	3.2	38.1	50.8	6.3	1.6	0.0
	5年以上	26	7.7	46.2	38.5	0.0	3.8	3.8

○ 「単語や短い文で、自分の言いたいことが少し言える」が47.0%で最も多い。

○ 在日期間別にみると、5年以上の人は「母語ほどではないが、自分の言いたいことが大体話せる」、5年未満の人は「単語や短い文で、自分の言いたいことが少し言える」が最も多い。1年未満の人は「自己紹介や挨拶ぐらいであれば言える」が20%台となっている。

### ③読む

		(n)	生活や仕事に必要な書類等を読んで、十分に理解できる	生活や仕事に必要な書類等を読んで、大体理解できる	漢字にひらがなでルビが付いていれば、大体理解できる	短くて簡単な日本語で書いてあれば、大体理解できる	ほとんど読めない	不明・無回答
全体		200	2.0	19.0	30.0	36.0	8.5	4.5
在日期間	1年未満	43	0.0	9.3	20.9	60.5	4.7	4.7
	1～3年未満	62	3.2	22.6	32.3	27.4	11.3	3.2
	3～5年未満	63	3.2	22.2	28.6	31.7	11.1	3.2
	5年以上	26	0.0	23.1	42.3	30.8	3.8	0.0

○「短くて簡単な日本語で書いてあれば、大体理解できる」が36.0%で最も多い。

○在日期間別にみると、1～3年未満と5年以上の人は「漢字にひらがなでルビが付いていれば、大体理解できる」、1年未満と3～5年未満の人は「短くて簡単な日本語で書いてあれば、大体理解できる」が最も多い。

### ④書く

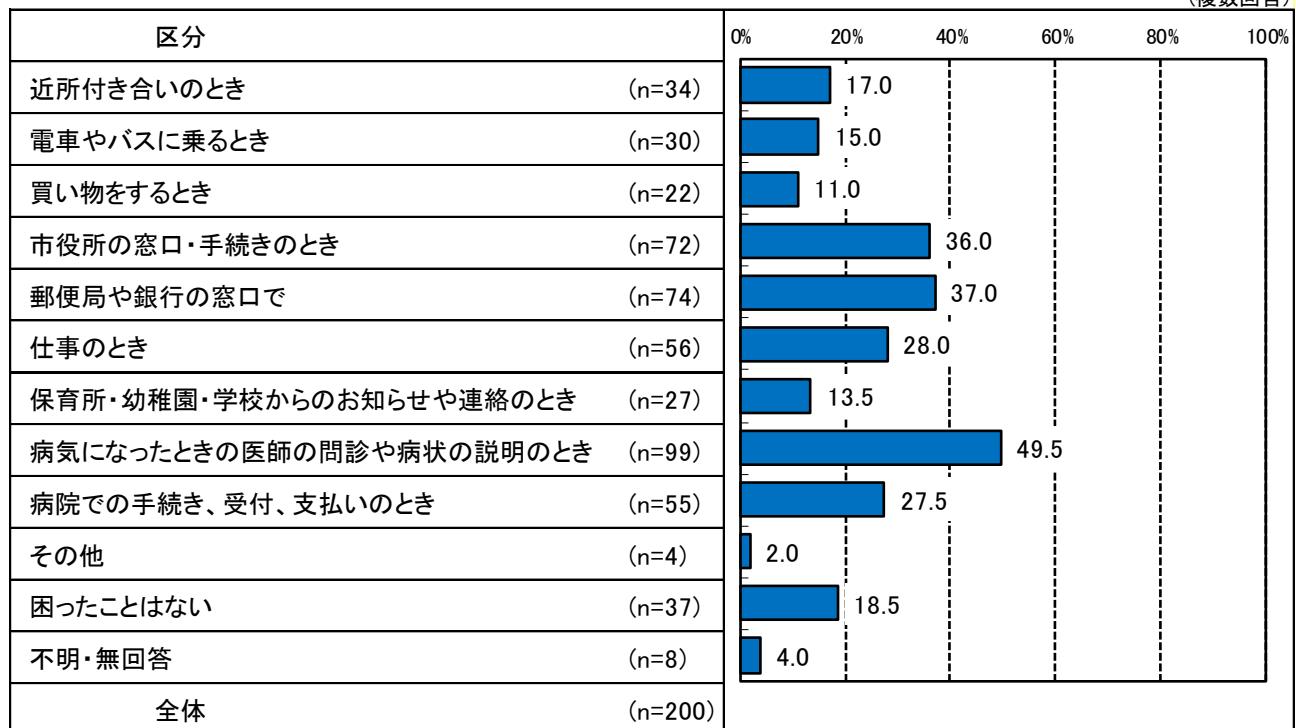
		(n)	生活や仕事に必要な文章がすべて書ける	生活や仕事に必要な文章が大体書ける	漢字を使って、会社や学校の名前、住所等が書ける	ひらがなとカタカナで、会社や学校の名前、住所等が書ける	ほとんど書けない	不明・無回答
全体		200	0.5	20.0	31.0	36.0	8.0	4.5
在日期間	1年未満	43	0.0	7.0	14.0	65.1	9.3	4.7
	1～3年未満	62	0.0	21.0	37.1	30.6	8.1	3.2
	3～5年未満	63	0.0	28.6	39.7	20.6	9.5	1.6
	5年以上	26	3.8	19.2	26.9	38.5	3.8	7.7

○「ひらがなとカタカナで、会社や学校の名前、住所等が書ける」が36.0%で最も多い。

○在日期間別にみると、1～3年未満と3～5年未満の人は「漢字を使って、会社や学校の名前、住所等が書ける」、1年未満と5年以上の人は「ひらがなとカタカナで、会社や学校の名前、住所等が書ける」が最も多い。

外 日本語を上手に話せなくて困ったことの有無（複数選択可）

(複数回答)



- 「病気になったときの医師の問診や病状の説明のとき」が49.5%で最も多く、次いで「郵便局や銀行の窓口で」が37.0%、「市役所の窓口・手続きのとき」が36.0%。

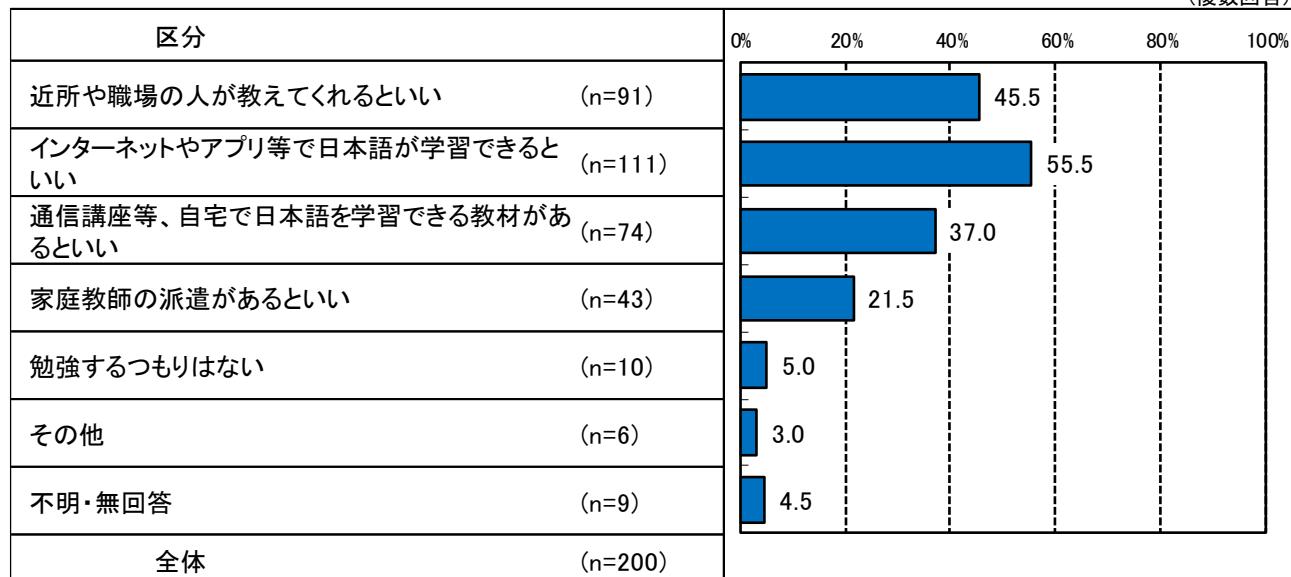
外 今、日本語を学んでいるか



- 「はい」が83.5%、「いいえ」が15.5%。

外 今後、どのような日本語学習機会があればいいと思うか（複数選択可）

(複数回答)

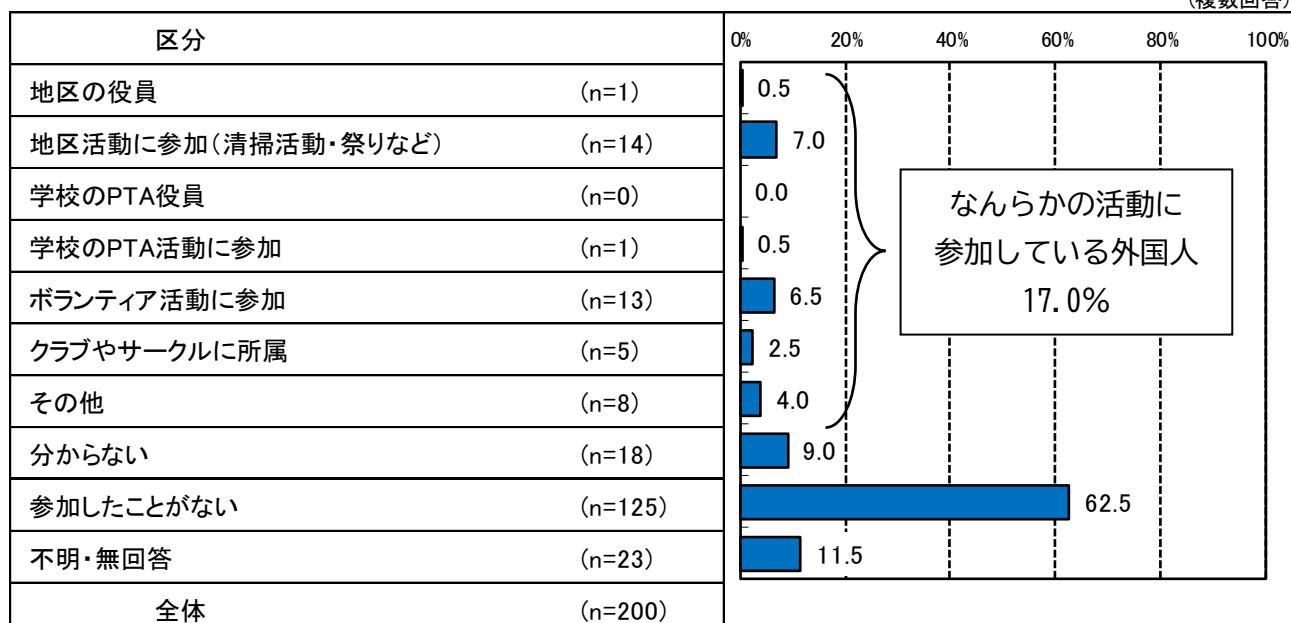


- 「インターネットやアプリ等で日本語が学習できるといい」が55.5%で最も多く、次いで「近所や職場の人が教えてくれるといい」が45.5%、「通信講座等、自宅で日本語を学習できる教材があるといい」が37.0%。

■地域活動

外 地域や学校などで参加している活動（複数選択可）

(複数回答)

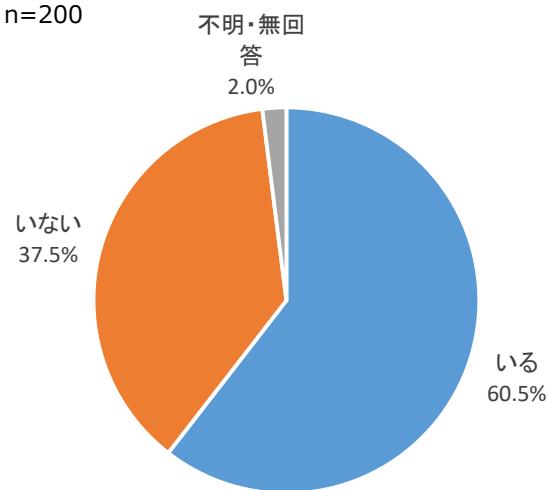


- 「参加したことがない」が62.5%で最も多く、次いで「分からぬ」が9.0%、「地区活動に参加(清掃活動・祭りなど)」が7.0%。
- 「なんらかの活動に参加している外国人」は17.0%。

## ■交流状況

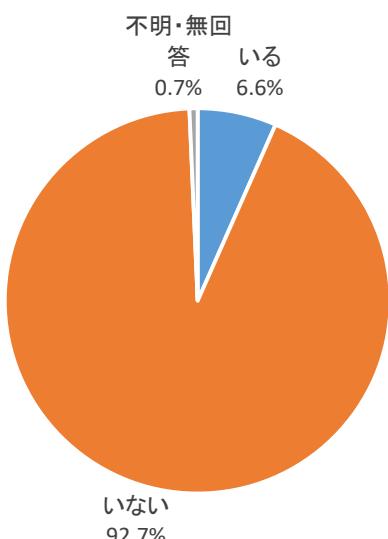
外 三木市に住む日本人の友人や同僚の有無

n=200



日 三木市に住む外国人の友人や同僚の有無

n=876



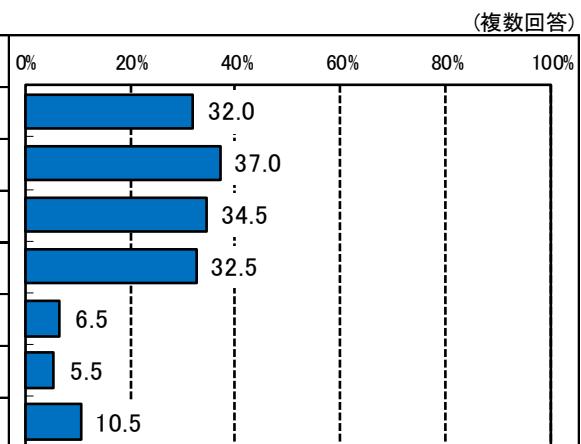
○ 「いる」が 60.5%、「いない」が 37.5%。

○ 「いない」が 92.7%、「いる」が 6.6%。

外 あるといいと思う日本人との交流機会（複数選択可）

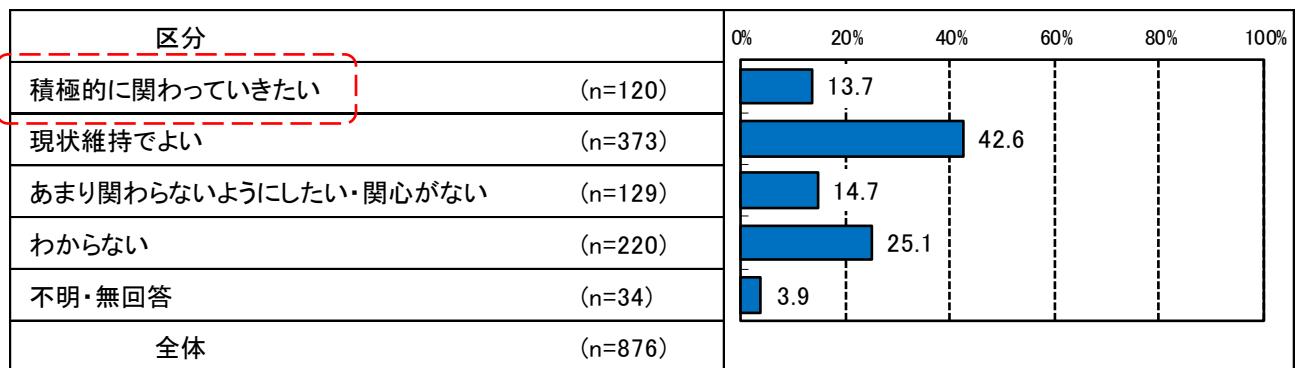
(複数回答)

区分	
となり近所の人と親しくしたい	(n=64)
日本の文化を紹介してほしい	(n=74)
母国文化や習慣などを教えたいたい	(n=69)
ボランティア活動や地域の行事に参加したい	(n=65)
交流はしたくない	(n=13)
その他	(n=11)
不明・無回答	(n=21)
全体	(n=200)



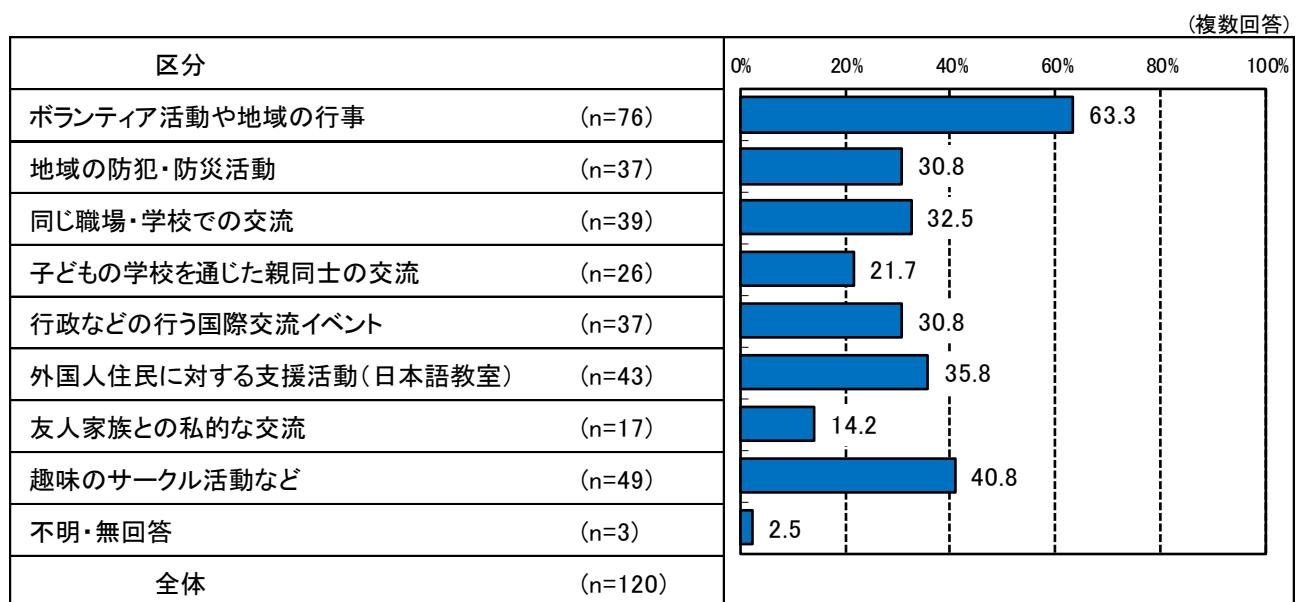
○ 「日本の文化を紹介してほしい」が 37.0% で最も多く、次いで「母国文化や習慣などを教えたいたい」が 34.5%、「ボランティア活動や地域の行事に参加したい」が 32.5%。

□ 外国人とこれからどのように交流していきたいか



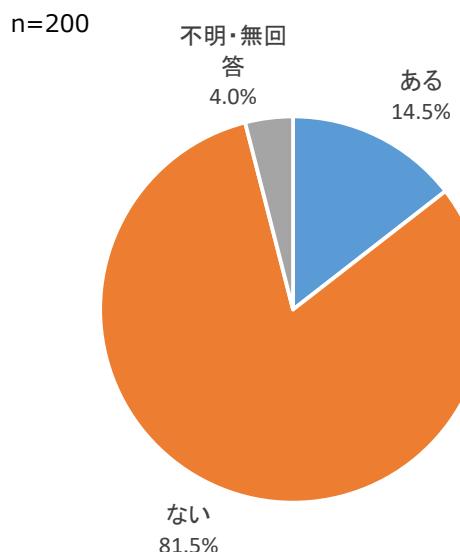
- 「現状維持でよい」が42.6%で最も多く、次いで「わからない」が25.1%、「あまり関わらないようにしたい・関心がない」が14.7%。

▶□ あるといいと思う外国人との交流機会（複数選択可）



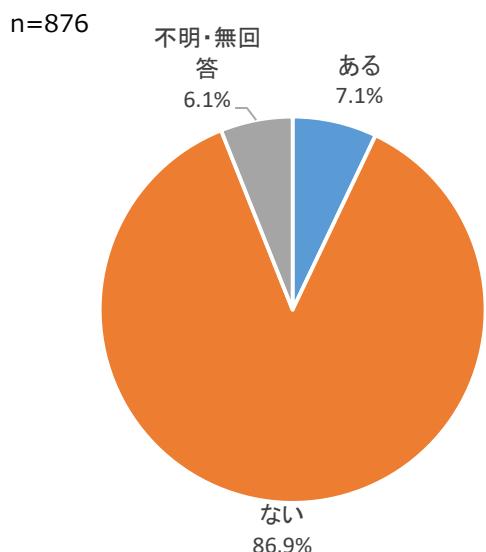
- 「ボランティア活動や地域の行事」が63.3%で最も多く、次いで「趣味のサークル活動など」が40.8%、「外国人住民に対する支援活動（日本語教室）」が35.8%。

外 三木市での生活で差別を受けた経験



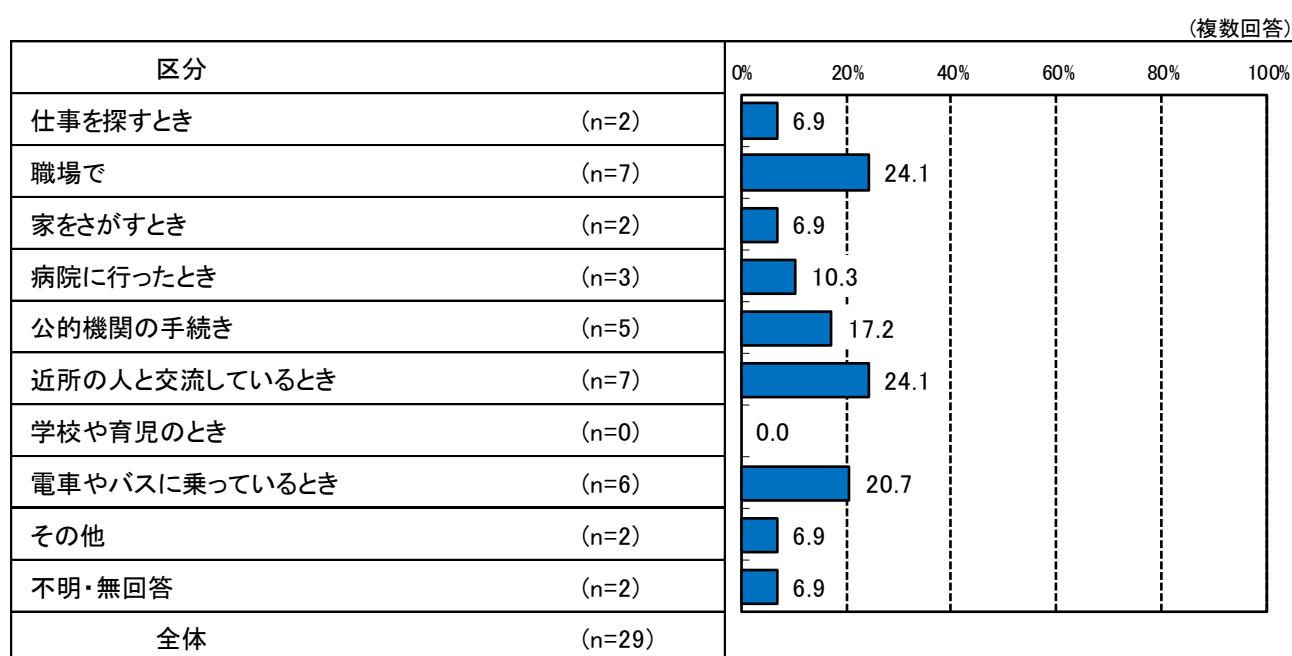
○ 「ない」が 81.5%、「ある」が 14.5%。

日 外国人との間でのトラブルの経験



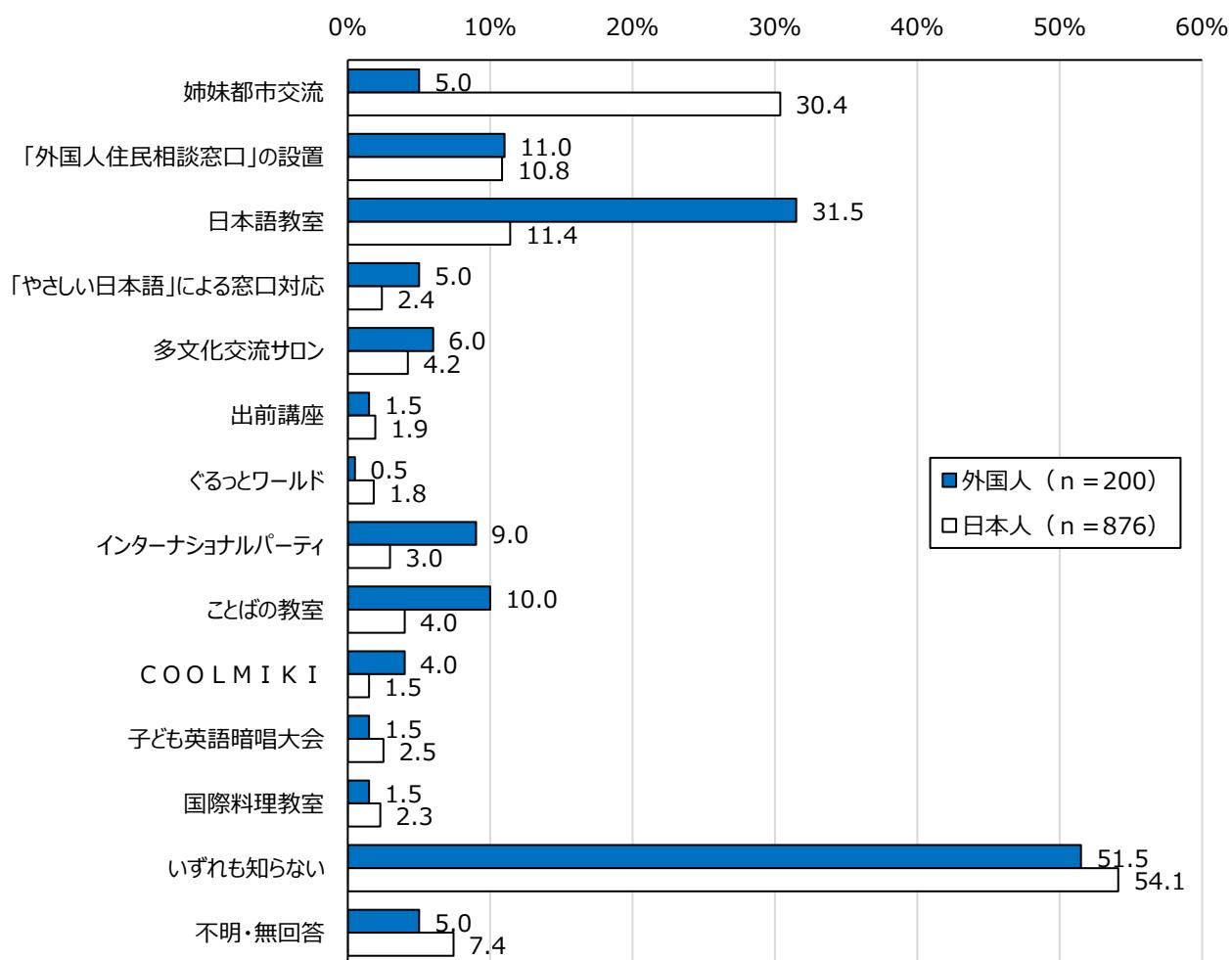
○ 「ない」が 86.9%、「ある」が 7.1%。

外 具体的に受けた差別の内容（複数選択可）



○ 「職場で」と「近所の人と交流しているとき」が、ともに 24.1%で最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」が 20.7%、「公的機関の手続き」が 17.2%。

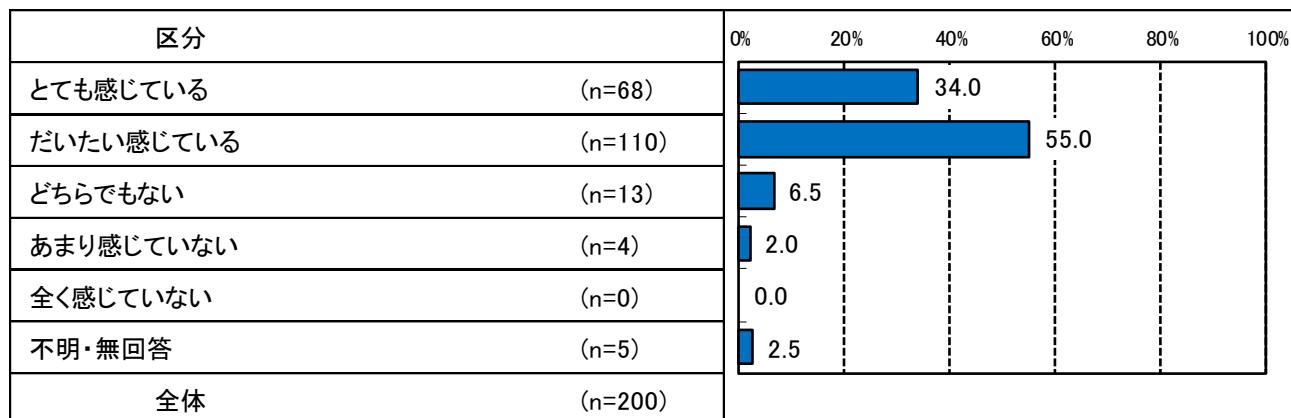
外 図 三木市の取組や三木市国際交流協会が実施している事業の認知度（複数選択可）



○外国人は、「いずれも知らない」が51.5%で最も多く、次いで「日本語教室」が31.5%、「外国人住民相談窓口」の設置」が11.0%。

○日本人は、「いずれも知らない」が54.1%で最も多く、次いで「姉妹都市交流」が30.4%、「日本語教室」が11.4%。

外 三木市に住んで良かったと感じるか



○「だいたい感じている」が55.0%で最も多く、次いで「とても感じている」が34.0%、「どちらでもない」が6.5%。

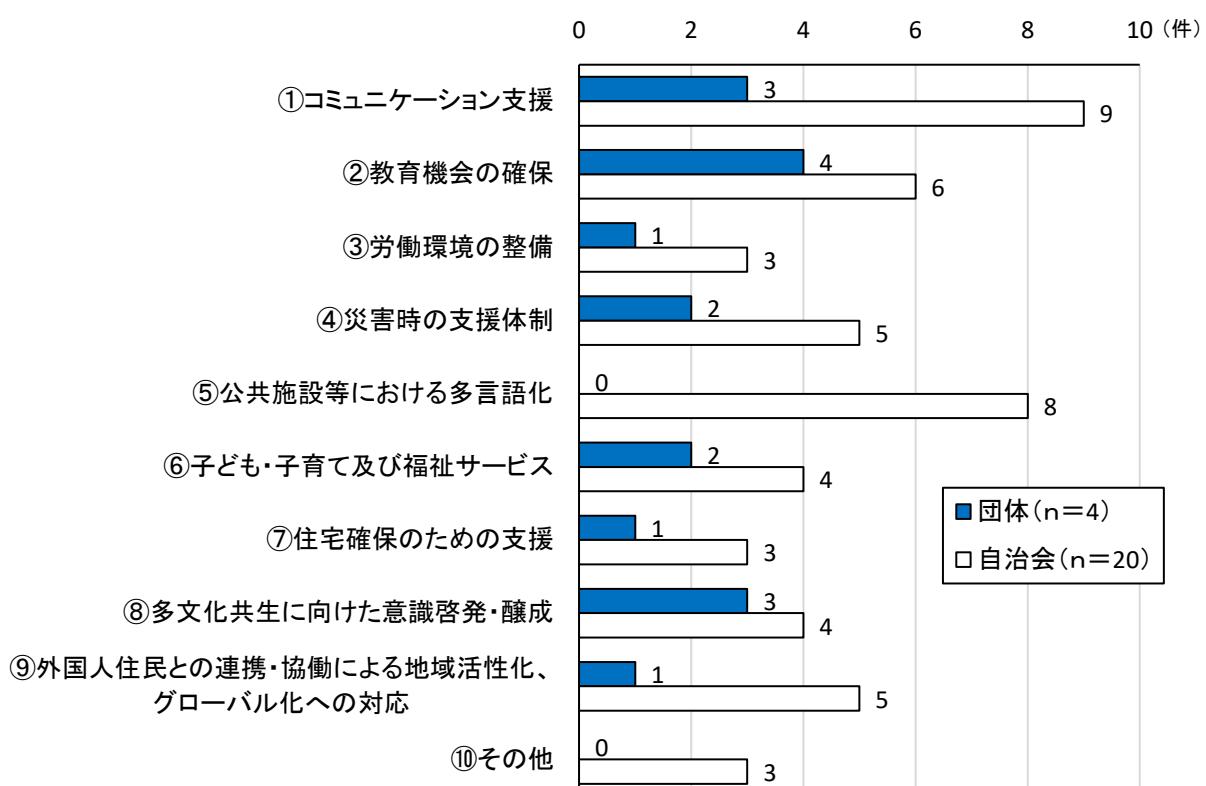
## 4) 団体ヒアリングの結果

多文化共生を進めるために取り組んでほしい施策・事業

○団体ヒアリングでは、すべての団体が「②教育機会の確保」と回答。具体的には外国から来た子どもが日本語の基礎を学べる場、日本語で教育を受ける不便さの解消、親子ともに学べる場といった「学びの場」に関する意見と、教育を受けるための資金援助といった意見が出ている。次いで「①コミュニケーション支援」と「⑧多文化共生に向けた意識啓発・醸成」が続く。

○自治会ヒアリングでは、「①コミュニケーション支援」が9件で最も多く、次いで「⑤公共施設等における多言語化」が8件、「②教育機会の確保」が6件。

○団体・自治会ともに「①コミュニケーション支援」「②教育機会の確保」の回答が多い。



## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 多文化共生のまちづくりの推進

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」を言います。同じ地域に住む者同士が、お互いを尊重し顔の見える関係を築くことは、住みよい地域を作るために大切なことです。

本市においても、人口減少や高齢化が進み、労働者の減少が地域産業の課題となっています。このような状況の中、地域の貴重な労働力として、また、重要な構成員として、外国人住民の役割は増していくと考えられます。従来の外国人支援の視点を超え、地域社会の構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を活かす仕組み、そして外国人を含めたすべての人が活躍できる地域づくりが求められます。

多文化共生のまちづくりは、外国人住民を一時的な滞在者や労働者としてみるのではなく、日本人住民と対等な地域社会の構成員であるという意識を全ての市民や企業が共有し、国籍を問わず市民一人ひとりが多文化共生への理解を深めながら、地域社会に参画できる仕組みが必要です。

外国人住民の積極的な地域社会への参画は、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業など、本市が持つ新たな魅力の創出や、金物や酒米山田錦を使った日本酒などの地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとした海外との積極的なつながりによる活性化など、地域産業・経済の振興につながる可能性も秘めています。

さらに、多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる上、多様な文化的背景を持つ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなります。

## 2 基本理念（将来のあるべき姿）

---

多様な文化的背景をもつ市民が、お互いの文化や価値観の違いを認め合い  
共に支え合う、誰もが住みやすい多文化共生のまち三木市

## 3 基本目標（5年後の姿）

---

基本理念を実現するための目標を次のとおり設定します。

### 基本目標1 地域コミュニケーションの活性化

言葉の壁がなくスムーズにコミュニケーションが取れるように、「やさしい日本語<sup>※11</sup>」での対話を基本とし、外国人住民が生活していく上で必要となる行政・生活情報を取得できるよう、「やさしい日本語」や多言語による情報提供を推進します。外国人住民の日本語学習の機会拡充を図ります。

### 基本目標2 安全で安心して暮らせる生活基盤の整備

「チーム三木」で緊密な連携を取りながら外国人住民が安全で安心して生活を送ることができるように、教育、就労、医療・福祉・子育て、住居等に関する情報をわかりやすい形で提供するとともに、防災等への意識啓発と必要な支援を行います。

### 基本目標3 多文化共生を推進する地域づくり

日本人住民と外国人住民がお互いの人権を尊重し合い、それぞれの文化について理解を深める機会の充実を図り、多様性と包摂性のある多文化共生の地域づくりを進めます。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、共に地域を支え、住みやすいまちづくりを進めるため、外国人住民がアイデンティティ<sup>※12</sup>を活かしながら地域社会の一員として参画し、活躍できるまちづくりに努めます。

## 4 多文化共生を推進する各主体の役割

---

本市における多文化共生を進めるため、地域住民、各種団体、企業、行政などの「チーム三木」が一丸となって取り組むことが不可欠です。

### ①市民

多文化共生の中心的な役割を担うのは市民です。日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人住民を地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに交流を深めることが求められます。

外国人住民は、必要な日本語の習得、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習することに努め、地域住民の一員として、日本人住民と共に様々な活動に従事し、地域社会に貢献することが求められます。

### ②自治会・市民協議会

外国人を含む市民の生活基盤は地域です。地域の外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、住民同士の交流や助け合いを促す取組を行い、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。

外国には地域コミュニティがない国もあることから、地域コミュニティが外国人住民にとって最も身近な存在になるように努め、地域活動について理解を得るとともに自治会等への加入を促す取組が求められます。

また、日本人住民と外国人住民の相互理解を図ることができるような交流の場を設け、共に地域づくりのパートナーとして積極的に交流することが期待されます。

### ③企業

外国人住民を雇用している企業は、労働関係法の遵守はもとより、日本語学習の機会の提供や生活オリエンテーションの実施など、外国人労働者の人権を尊重し、外国人労働者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めることが必要です。さらに、職場において「やさしい日本語」の使用や多言語化の対応などの合理的配慮が求められます。

また、起業意欲のある外国人住民が、起業家として地域で活躍できるよう、商工会議所等をはじめとする関係機関と連携し、支援することが期待されます。

### ④三木市国際交流協会

三木市国際交流協会は、市と連携し、日本語教室や外国人住民の生活相談などの外国人住民の支援活動や、多文化理解の推進のための交流事業等を実施しています。

今後も、外国人住民のニーズを把握し、蓄積した知見や語学力を活かした多言語情報の収集・提供、外国人住民に対する様々な支援活動の他、多文化共生に関する啓発活動や交流事業、ボランティアの育成、市や外国人支援活動団体との連携など幅広い分野での取組を実施し、本市の多文化共生施策の展開において中核的な役割を担います。

## ⑤ボランティア・NPO<sup>※13</sup>等

多文化共生の取組は、ボランティア、NPO等の活発な活動に支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワーク等、各活動団体の特色を活かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが望されます。

## ⑥教育機関（就学前教育施設、小・中・特別支援学校、高等学校）

教育機関には、学校行事を通して多文化交流を深めるなど、子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められています。令和元年（2019年）6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、小中学校等においては、外国人児童生徒に対して、就学の機会を逸する事がないよう学びやすい教育環境づくりを進め、その状況に応じた日本語指導や学習支援等を行うことが必要です。高校との連携も含め、教育環境の整備、進学、就職に関する支援体制の整備が求められます。

また、外国人住民の子どもたちが、地域活性化の担い手となってくれる将来像をイメージして、地域と連携していくことも必要です。

## ⑦市の役割

市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人住民を含む全ての住民が、同様に行政サービスを享受し、安心して生活することができるよう環境整備に努めるとともに、国際理解や多文化共生に関する啓発を行い、住民意識の醸成を図ります。

また、本市のめざすべき多文化共生社会の実現に向けて、地域課題や市民のニーズを的確にとらえ、多文化共生に取り組む各主体との連携を強化しながら、広域的な課題については、国、県とも連携を図り、「三木市多文化共生推進プラン」に基づき、取組を進めます。

## 5 プランの成果指標

---

基本目標の達成状況を図る成果指標は、以下のとおりです。

項目	令和4年 (2022年) 【現状】	令和10年 (2028年) 【目標】
三木市に住んで良かったと感じる外国人住民の増加 (「とても感じる」「だいたい感じている」の増加)	とても 感じている 34.0%	100.0%
	だいたい 感じている 55.0%	
地域や学校などのなんらかの活動に参加したことがある外国人住民の増加	17.0%	30.0%
市が外国人のために行っているサービスや取組に関する認知度（「いずれも知らない」と答えた人の減少）	51.5%	20.0%
差別のないまちづくりに対する満足度（本プランの初年度以降に差別を受けたことが「ある」と答えた外国人住民の減少）	14.5%	0.0%

## 6 基本方針

---

目標を達成するためには、地域住民、各種団体、企業、行政などが共に連携し、推進していく必要があります。次の4つの基本方針を設定し、お互いの社会的役割、組織の強み、特性を活かした協力体制のもと施策を推進します。

- 1 コミュニケーションの活性化
- 2 生活基盤の整備
- 3 意識啓発と社会参画支援
- 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

## 7 施策の体系（展開）

### 基本理念

多様な文化的背景をもつ市民が、お互いの文化や価値観の違いを認め合い  
共に支え合う、誰もが住みやすい多文化共生のまち三木市

#### 1 コミュニケーションの活性化

- (1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- (2) 日本語教育・生活オリエンテーションの推進

#### 2 生活基盤の整備

- (1) ニーズに合った教育機会の確保
- (2) 働きやすい労働環境づくり
- (3) 緊急時・災害時の支援体制の整備
- (4) 医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供
- (5) 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- (6) 住宅確保のための支援

#### 3 意識啓発と社会参画支援

- (1) 多文化共生の意識づくりと啓発活動
- (2) 外国人住民の社会参画への促進

#### 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- (1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進
- (2) 国際交流の推進

## 第4章 施策の展開

### 1 コミュニケーションの活性化



#### 1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

外国人住民が安心して暮らすために必要な行政・生活情報が入手しやすい環境を構築するため、様々なツールや媒体を活用するとともに、多言語化による情報提供の充実を図ります。

##### 取組方向

###### ① 「やさしい日本語」・多言語、多様なメディア<sup>※14</sup>による生活情報の提供

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○行政サービスをはじめ、地域で生活する上で必要なルールや慣習、各種イベント等について、「やさしい日本語」での表現や多言語対応によるわかりやすい情報提供に努めます。</li><li>○外国人住民に対して、多様なメディア媒体を活用し、必要な情報をわかりやすく提供します。</li><li>○各担当課での各種制度・サービス等の内容や手続きに関して外国人住民にわかりやすく説明が行えるよう、「やさしい日本語」での案内や必要に応じてマニュアルや用語集の作成を進めます。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○「やさしい日本語」での対応促進<ul style="list-style-type: none"><li>・市が発信する行政情報や窓口での対応について、「やさしい日本語」の使用を促進します。</li><li>・職員に「やさしい日本語」の研修を行うとともに、外国人住民をはじめ、地域住民にはコミュニケーションのツールとなるよう「やさしい日本語」の周知啓発を図ります。</li></ul></li><li>○生活や手続きについて、わかりやすい情報提供<ul style="list-style-type: none"><li>・日本での生活習慣やマナー等を多言語で提供します。</li><li>・外国人の生活に深く関係する書類の多言語化やルビふりをするなど、わかりやすく伝えるための工夫をします。</li><li>・「コミュニケーションボード<sup>※15</sup>」、「音声翻訳機」、「電話通訳サービス」等のコミュニケーションツールを必要に応じて活用します。</li><li>・外国人住民がワンストップで必要な情報を取得できるよう、各担当課が作成した多言語情報等を集約し、ホームページや国際交流プラザで提供します。</li></ul></li><li>○外国人住民にもわかりやすいサイン表示<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民が市役所や公共施設（案内等を含む）を安心して利用できるよう、わかりやすい案内サインの整備を推進します。</li></ul></li></ul>

	<p>○多様なメディア媒体を使った情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民が地域の情報や市から必要な情報を手に入れやすくするよう、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーク）※<sup>16</sup>など、様々なメディアを活用しながら効果的な情報発信の充実を図ります。</li> </ul>
--	--

## ②外国人住民の生活相談体制の充実

取組の方向性	<p>○外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、一元的相談窓口を設置し、相談体制の充実に努めます。</p>
取組内容	<p>○相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民が日常生活の中で困っていることを相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関と協力しながら支援します。</li> </ul> <p>○相談窓口の多言語対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での「やさしい日本語」での対応をはじめ、ICT（情報通信技術）※<sup>17</sup>やAI（人工知能）※<sup>18</sup>による通訳サービス等を活用するなど、多言語での対応を推進します。</li> </ul> <p>○多文化交流サロンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流プラザで、日本文化の紹介と多文化交流を兼ねた多文化交流サロンを開催し、暮らしに必要な情報交換や相談窓口につなげるガイダンスを行うとともに、国際交流プラザの周知を図ります。</li> </ul>

## 2) 日本語教育・生活オリエンテーションの推進

令和元年（2019年）6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、より多くの外国人住民が、本市で充実した生活を送りながら地域活動にも貢献することができるよう、日本語学習の機会と文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。

### 取組方向

#### ①日本語教育の推進及び体制の整備

取組の方向性	<p>○外国人住民を対象に、日常生活に必要となる基礎的な日本語学習を支援するとともに、日本語ボランティアの育成に努めます。</p> <p>○日本語の指導を必要とする外国人児童生徒等に対し、ニーズやレベルに応じた日本語学習支援を行います。</p>
取組内容	<p>○日本語教室の開催・運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語学習を希望する外国人住民に対し、学習機会を確保できるよう、関係機関と連携を図りながら、体制整備を行います。</li> <li>・地域の実情に応じた日本語教室を継続して運営できるよう、三木市国際交流協会や外国人支援を行う活動団体を支援します。</li> </ul>

	<p>○子ども日本語教室の開催・運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒が、日本語を学んだり、自習学習ができる教室を市内で増やしていくため、教室の開催や運営を支援します。</li> </ul> <p>○日本語ボランティアの確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室等で学習支援をするボランティア人材の確保・育成及びスキルアップの取組に対する支援を行います。</li> </ul> <p>○学習した日本語を使う場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民が、学んだ日本語を様々な生活の場面で実際に使えるようにするため、日本語教室と連携して地域等で実践できる場を提供します。</li> </ul>
--	--

## ②生活オリエンテーションの実施

取組の方向性	<p>○本市で生活を始める外国人住民にオリエンテーションを実施し、本市で生活するための基本的な情報提供を行い、スムーズに地域社会に馴染むことができるよう支援します。</p>
取組内容	<p>○生活オリエンテーションの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市のごみの分別とごみ出しルール等、生活上のルールをはじめ、防災情報、消防車・救急車の呼び方、交通ルール等をわかりやすく伝える出前講座を行い、生活の安全・安心に関わる周知、理解の促進を図ります。</li> </ul> <p>○日本語教室でのオリエンテーションを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室のカリキュラムに特別授業としてオリエンテーションを組み込み、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供し、理解の促進を図ります。</li> </ul> <p>○オリエンテーション資料の多言語化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活ガイドブック」、ごみの分別方法等、オリエンテーション資料の多言語化を推進します。</li> </ul>

## 2 生活基盤の整備



### 1) ニーズに合った教育機会の確保

本市では、外国人児童生徒が、市立の小・中・特別支援学校において日本人の児童生徒と同様に教育を受ける機会を保障しています。子どもや保護者の就学意識を高め、教育の重要性や日本の教育制度などの理解を深めることができるよう取組を進めます。

加えて、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや日本語学習機会の充実を図ります。

#### 取組方向

##### ① 多言語による就学の情報提供・就学案内

取組の方向性	○外国人児童生徒が就学の機会を逸することのないよう、就学に向けた取組を推進します。 ○学齢簿 <sup>※19</sup> の編製に当たり、全ての外国人児童生徒についても一体的に就学状況の管理・把握に努めます。
取組内容	○多言語による情報提供 ・小・中・特別支援学校の入学や学校生活及び就学援助制度、健康診断関係、学校連絡文書、その他学校制度全般について、多言語での周知や通訳等を配置するなど、わかりやすい説明を行います。 ○就学校・受入学年等の決定 ・日本語能力等により直ちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、下学年への入学を認めること等も検討します。 ○不就学の外国人児童生徒の就学支援 ・不就学の外国人児童生徒の実態を把握した上で、教育環境の整備を行い希望に応じた就学支援とつなげます。また、学齢を経過していたり就学期間が足りない外国人児童生徒及び、義務教育を修了していない外国人住民が就学を希望する際は、就学の機会の提供等、就学の支援をします。

##### ② 日本語学習支援

取組の方向性	○外国人児童生徒等の学習支援を進めるために、国や県の補助事業を活用し、学びを充実させます。 ○「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」等を参考に支援を検討します。
取組内容	○日本語指導支援事業の充実 ・日本語での授業が難しい児童生徒を指導するための支援事業を、必要な学校に引き続き実施します。 ・日本語指導支援員等を配置するとともに、地域やボランティア等とも協力しながら外国人児童生徒の学校への適応と日本語能力向上をめざします。

	<p>○日本語初期指導のためのプレスクール<sup>※20</sup>        ・来日して間もない日本語が話せない児童生徒のためのプレスクールについて、検討します。</p> <p>○子ども日本語教室の開催・運営支援        ・外国人児童生徒が、日本語を学んだり、自習学習ができる教室を市内で増やしていくため、教室の開催や運営を支援します。        ・学習支援に携わる人材の確保・育成を支援します。</p>
--	---

### ③地域ぐるみの取組の促進

取組の方向性	<p>○親子間や、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応について、学校だけではなく国際交流協会や地域も含めた取組を検討します。</p>
取組内容	<p>○通訳・翻訳ボランティア制度の充実        ・保護者が、学校のシステムや学校からの連絡文書の内容を理解していないこともあるため、通訳や翻訳ボランティア制度等を充実させるなど、保護者を支援します。</p> <p>○子どもの見守りや居場所の設置        ・家庭や学校以外にも子どもが気軽に過ごすことができたり、学習支援を受けたりできる場所が地域で確保されるよう支援します。</p>

### ④進路指導・キャリア教育

取組の方向性	<p>○外国人児童生徒の高等学校等への進路指導や就職支援を行います。</p>
取組内容	<p>○進路説明・教育相談等の支援体制の整備        ・高等学校への進学を促進する観点から、中学校において子どもやその保護者に対して、早い時期から目標をもって学校生活を送ることができるよう、進学や将来の職業について、情報提供（進路ガイダンス・進路相談）等の取組を進めます。</p>

⑤全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

取組の方向性	○多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際理解教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての児童生徒が豊かな国際感覚を養い、多文化共生の意識を育むよう国際理解教育を推進します。</li> </ul> </li> <li>○人権教育の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒が学校等で孤立したり差別されたりすることがないよう、国籍や民族が違っても、互いに認め合い、人権を尊重する人権教育の充実に努めます。</li> </ul> </li> <li>○宗教や文化的背景が異なる子どもたちへの配慮           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市には、約 50 カ国（地域）出身の外国人住民が暮らし、その宗教や文化的背景も様々で、生活習慣も異なることから、給食におけるハラール※21 対応など、保護者と連携しながら子どもたちが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。</li> </ul> </li> </ul>

⑥就学前教育・保育制度の周知・多文化対応

取組の方向性	○外国人住民にもわかりやすい情報提供の充実に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てに関する多言語での情報発信           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て応援ハンドブック」等の情報誌を活用し、子どもを持つ家庭への子育て支援の情報を提供します。</li> </ul> </li> <li>○保育利用に関する多言語での情報発信           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を希望する外国人住民の相談支援や手続案内の多言語化を進めます。</li> <li>・就学前教育・保育施設の申込みに係るわかりやすい説明や、情報提供及び受付を行います。</li> </ul> </li> <li>○多文化共生につながる保育の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育・保育施設において、子どもや保護者が日本語や日本の生活習慣、教育システム等を習得できるよう取組を進めます。</li> </ul> </li> </ul>

## 2) 働きやすい労働環境づくり

外国人住民の就業機会の確保や就労における課題解決に向けて、関係機関と連携し、情報提供等を行います。

### 取組方向

#### ①就業及び職場環境の整備

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国人住民の就業機会を確保するため関係機関との連携に努めます。</li><li>○市内事業所に向けて、外国人住民の人権や多文化共生への理解促進に努めます。</li><li>○外国人住民が相談しやすい環境づくりと連携ネットワークの形成に努めます。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○就業支援<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民の就業機会を確保するため、地域のハローワーク等の関係機関と連携し、外国人求職者に適切な情報を提供します。</li></ul></li><li>○就労環境に関する支援<ul style="list-style-type: none"><li>・企業等における外国人従業員等に対する日本語学習支援や、日本の生活習慣・文化の理解促進の取組への協力及び支援を行います。</li><li>・「やさしい日本語」や多言語対応で、相談事業の充実を図ります。</li></ul></li><li>○就業促進や起業支援<ul style="list-style-type: none"><li>・卒業後に国内で就職、起業する留学生や、起業意欲のある外国人住民が、日本語能力や高度な専門性、外国人の発想等を活かして地域で活躍できるよう、教育機関や企業と連携し、就職フェアの開催など地域における就業促進や起業を支援します。</li></ul></li></ul>

### 3) 緊急時・災害時の支援体制の整備

災害発生時に外国人住民が適切に避難できるよう、関係機関と連携して避難場所や避難方法等に関する情報の多言語化を進めるとともに、外国人住民の防災意識を高めるため、防災講座や各種訓練への参加を促進し、防災・災害対応に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。

#### 取組方向

##### ①外国人住民に関する防災対策等の推進

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国人住民が、災害や感染症の発生時に必要な情報を適切に得られるよう、多言語による情報提供の仕組みづくりを進めます。</li><li>○外国人住民に災害に関する知識等の周知や防災訓練等への参加を促し、防災意識の向上を図ります。</li><li>○地域防災計画内の外国人対応の位置づけを検討します。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○防災情報の多言語化、多様な情報伝達手段の活用<ul style="list-style-type: none"><li>・平常時より、多言語化したハザードマップ等で防災情報の周知を図ります。</li><li>・災害時には災害時多言語表示シート<sup>※22</sup> やピクトグラム<sup>※23</sup> 等の活用の他、ホームページやSNS等により、多言語での災害情報の発信と情報伝達の充実を図ります。</li></ul></li><li>○外国人住民も含めた防災訓練の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民に防災に関する講座や防災訓練等への参加を促し、防災意識の向上と自助、共助の推進を図ります。</li></ul></li><li>○災害時の外国人支援<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時には、災害情報の提供や相談窓口の設置、外国人支援団体のネットワーク化など、「地域防災計画」に基づき外国人住民への支援を行います。</li></ul></li><li>○緊急時（急な病気や事故、火災）の対応<ul style="list-style-type: none"><li>・地域や警察、企業と連携してセミナーや出前講座で、救急時の対応や犯罪及び事故の防止に関する外国人住民の意識の向上を図ります。</li></ul></li></ul>

##### ②多言語支援のための応援体制の整備

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するため、関係機関との連携やボランティアの育成など、多言語での支援体制の整備を推進します。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○多言語での支援体制の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材派遣を位置付けるよう検討します。</li></ul></li><li>○災害時外国人支援ボランティアの育成<ul style="list-style-type: none"><li>・意思疎通が円滑にできるよう多言語でのコミュニケーションの橋渡しをする通訳ボランティアの育成・支援を図ります。</li></ul></li></ul>

### ③外国人住民の所在把握

取組の方向性	○災害時の避難行動要支援者などの登録制度を活用して、外国人住民の所在の把握に努めます。
取組内容	○避難行動要支援者等登録制度の推進 ・要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人住民の所在情報について平常時から把握に努めます。

### ④避難所における外国人被災者への対応

取組の方向性	○関係機関と連携し、外国人住民が安心して避難できる環境整備に努めます。
取組内容	○避難所における情報ツール等の活用 ・避難所等で外国人と円滑なコミュニケーションが取れるよう、掲示物の多言語化や「コミュニケーションボード」などを配置し活用します。 ○宗教・文化への対応 ・避難所での食事や礼拝など、宗教や文化的背景が異なる外国人住民への配慮や宗教や文化的背景の違いに対する日本人住民の理解を深めるとともに、外国人住民自らが必要な備蓄を行うことの重要性について、必要な知識の啓発を進めます。

## 4) 医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供

医療や保健サービス等の制度は、外国人住民にとって理解することが難しいため、多言語化し、わかりやすい情報提供を行うことにより、外国人住民が安心して医療や保健サービスを利用できる環境整備を進めます。

### 取組方向

#### ①医療機関における多言語対応

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療通訳に係る人材の発掘や医療通訳体制の確保に努めます。</li><li>○医療機関において、多言語化した問診票等の周知を図ります。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療情報の多言語化<ul style="list-style-type: none"><li>・市内医療機関や休日に受診できる医療機関をホームページやSNS等において多言語での周知を行います。</li></ul></li><li>○医療通訳の体制整備<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民が安心して医療機関を受診できるように、対面通訳、電話通訳、A I（人工知能）翻訳、外部機関が提供する医療通訳サービス等を組み合わせて、地域の実情に応じた医療通訳の体制整備について検討します。</li></ul></li><li>○医師会と連携し、多言語化した健診問診票等の活用の促進<ul style="list-style-type: none"><li>・乳幼児健診の問診票、予防接種予診票等の多言語版を活用します。</li></ul></li><li>○感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症等の発生時に、外国人住民が必要な情報等を適切に得られるよう、「やさしい日本語」や多言語による情報提供を行うとともに、相談対応を行う体制を整備します。</li></ul></li></ul>

#### ②外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○医師会や関係機関と連携して、多言語対応が可能な医療機関についての情報提供を推進します。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○多言語対応が可能な医療機関<ul style="list-style-type: none"><li>・多言語対応ができる病院や薬局の情報発信を行います。</li></ul></li><li>○医療機関におけるコミュニケーション支援<ul style="list-style-type: none"><li>・「外国人相談窓口」の中で、医療機関と外国人住民のコミュニケーションを支援します。</li></ul></li></ul>

## 5) 子ども・子育て及び福祉サービスの提供

子ども・子育て、福祉サービス等の制度は、外国人住民にとって理解することが難しいため、多言語化などにより、わかりやすい情報提供を行います。

また、妊婦や高齢者、障がい者等の求めるサービスにつながるよう、外国人住民のライフサイクル<sup>※24</sup>に応じた相談体制の充実を図ります。

### 取組方向

#### ①サービス提供時の多言語による支援

取組の方向性	○外国人住民が必要とする子ども・子育てや福祉サービスを適切に利用できるよう多言語による情報提供を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○「やさしい日本語」や多言語による情報提供<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども・子育てや福祉サービスの提供窓口で、内容や利用の際の手続きについて、「コミュニケーションボード」、「やさしい日本語」や多言語による情報提供を行います。</li></ul></li><li>○多言語による母子健康手帳の交付等<ul style="list-style-type: none"><li>・多言語の母子健康手帳の交付や多言語の子育てチャートを配布します。</li><li>・本市での子育てサービスを提供する現場や窓口において、子育てアプリの活用など、多言語対応を行います。</li></ul></li></ul>

#### ②ライフサイクルに応じた継続的な支援

取組の方向性	○日本人住民と同様に生活上必要なサービスを適切に受けることができる、外国人住民のライフサイクル毎に生じる様々な問題について対応できるよう、各分野での相談体制の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国人住民の健康相談<ul style="list-style-type: none"><li>・成人・母子保健事業においては、「やさしい日本語」や電話通訳、A I（人工知能）翻訳機等を活用した健康相談を行います。</li></ul></li></ul>

## 6) 住宅確保のための支援

仲介業者の情報や、住宅に関する習慣・システム等に関する情報を提供するとともに、多言語化を進めることにより、外国人住民への居住支援を行います。

### 取組方向

#### ①外国人住民に対する居住支援の推進

取組の方向性	○公営住宅の制度案内について、「やさしい日本語」や多言語での対応に努めます。 ○外国人住民の賃貸住宅等への入居の円滑化を推進するため、情報提供や啓発に努めます。
取組内容	○市営住宅の入居者募集要項、入居申込書の多言語化 ・募集要項、入居申込書の多言語化を図り、外国人住民に情報提供します。 ○生活オリエンテーションの実施 ・「生活ガイドブック」や「ごみ分別表」等、生活マナーを記載したパンフレットの多言語化を図り、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを自治会や外国人従業員を雇用している企業等と連携して構築します。 ○入居支援の情報提供 ・外国人住民に対する入居支援を推進するため、外国人世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅や支援団体などの情報提供に努めます。

### 3 意識啓発と社会参画支援



#### 1) 多文化共生の意識づくりと啓発活動

多文化共生の意識と国際感覚を醸成し国際理解を深めるため、日本人住民と外国人住民が交流するイベント等を通じて、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合える環境づくりを促進します。

##### 取組方向

###### ①地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>○日本人住民と外国人住民がお互いの違いを認め合い、ともに理解し、尊重し合う気持ちが持てるよう多文化共生の意識の高揚を図ります。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○多文化共生の意義の周知<ul style="list-style-type: none"><li>・広報や三木市のホームページなどで多文化共生に関する情報発信を行うとともに、「多文化理解講座」などのセミナーや「出前講座」等を通じて、多文化共生の意義を伝えたり考えたりする機会を作ります。</li></ul></li><li>○「やさしい日本語」の普及啓発<ul style="list-style-type: none"><li>・様々な場面で、だれもが気軽にコミュニケーションが取れる「やさしい日本語」を普及していきます。</li></ul></li><li>○職員研修<ul style="list-style-type: none"><li>・市や関係施設の職員の多文化共生に対する意識の向上を図るため、多文化共生や「やさしい日本語」研修を実施します。</li></ul></li><li>○住民学習会での啓発<ul style="list-style-type: none"><li>・住民学習会等での啓発教材に組み入れ、多文化共生の意義を伝えたり考えたりする機会を作ります。</li></ul></li><li>○多文化共生に関する研修やイベントへの参加促進<ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習の講座やフォーラムなど様々な機会を捉え、人権尊重や多文化共生に対する理解を深め、多文化に触れる機会を通して相互理解を図ります。</li></ul></li></ul>

## ②不当な差別的言動の解消

取組の方向性	○外国人住民に対する偏見や差別的言動の解消のため、教育や啓発に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民学習会での啓発（再掲）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民学習会等での啓発教材に組み入れ、多文化共生の意義を伝えたり考えたりする機会を作ります。</li> </ul> </li> <li>○「ヘイトスピーチ※25 解消法」に基づいた啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別や偏見をなくし、多様性を尊重する地域社会としていくため、「ヘイトスピーチ解消法」などの周知をはじめ、啓発活動を充実します。</li> </ul> </li> <li>○人権問題への配慮           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民においても障がい者や性的マイノリティが存在するということを念頭に置き、外国人住民も差別されることがないよう、人権啓発を行います。</li> </ul> </li> </ul>

## ③多文化共生の場づくり

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりに努めます。</li> <li>○お互いの文化に触れる機会を増やし、市民の異文化理解や国際感覚の育成を図るとともに、外国人住民の社会参画を促進します。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化理解のための交流機会の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館、公民館の施設を活用し書籍や資料の展示、ワークショップ等を開催するなど、多文化共生に関する理解を深める場づくり推進します。</li> </ul> </li> <li>○多文化理解のための交流イベントの開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民の母国の文化や日本の文化を紹介し合える交流イベントを通じて、お互いの文化に触れる交流の機会を作ります。</li> </ul> </li> <li>○企業や団体と連携した交流機会の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や団体と連携し、言葉や文化等が異なる人々との交流機会の創出を促進します。</li> </ul> </li> </ul>

## 2) 外国人住民の社会参画への促進

地域社会の一員でもある外国人住民を、まちづくりの担い手として多様な場面で社会参画が果たせるような仕組みづくりを、地域や団体と連携しながら進めます。

### 取組方向

#### ①外国人住民と日本人住民の橋渡しとなるような人材の把握・育成

取組の方向性	○外国人住民が、日本人住民と同様に地域の一員として主体的に地域活動に参加・参画できるよう、まちづくりの担い手となる外国人住民の発掘や育成を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国人コミュニティのキーパーソンの発掘、育成<ul style="list-style-type: none"><li>・多文化共生の観点で、行政、活動団体、企業等のつなぎ役となる人材を把握、育成します。</li></ul></li><li>○外国人住民のネットワークや自助組織の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の支援等で外国人住民が支援者となることで、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細やかなサービスの提供が可能となることを踏まえ、担い手となる外国人住民の育成を図り、活躍できるよう支援します。</li></ul></li><li>○多文化共生に係る多様な人材の育成<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民と日本人住民・地域との連携を促す多文化共生に関するボランティアの他、多文化共生の担い手となる人材の育成とその機会を広げます。</li></ul></li></ul>

#### ②外国人住民の地域社会への参画促進

取組の方向性	○外国人住民が自治会や委員会等の会議に参加し、行政や地域の施策に対して意見を反映できる仕組みづくりを推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国人住民の審議会や委員会への参加促進<ul style="list-style-type: none"><li>・市の施策に外国人住民のニーズや視点を反映させるため、審議会委員などに、外国人委員の募集、外国人労働者を雇用している企業の代表者等を積極的に登用し、外国人住民や関係団体からの意見聴取を図ります。</li></ul></li><li>○地域活動への参画促進<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会が行う地域活動等の広報啓発を通じて参加を促進します。</li></ul></li><li>○外国人住民の人材活用<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民が持つ語学力や知識、国際感覚等を活かして、地域で活躍できる場づくりを促進します。</li></ul></li></ul>

## 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応



### 1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進

地域の活性化を通じて持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ります。また、急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図るとともに、国際化する社会に対応した人材育成に努めます。

#### 取組方向

##### ①地域活性化の推進

取組の方向性	○外国人住民の語学力や知識、国際感覚等を活かして、地域の活性化、グローバル化等に貢献できる環境を整備します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国人住民による地域活性化の支援<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人住民が主体となって実施する地域活性化に資する事業に対し、助言や情報発信などの支援を行い、地域の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。</li></ul></li><li>○地域での起業支援<ul style="list-style-type: none"><li>・起業意欲のある外国人住民の地域での起業支援に努めます。</li></ul></li></ul>

### 2) 国際交流の推進

本市が次世代を担う若者を対象に行う姉妹都市交流事業や、市民間の様々な交流事業への支援を通じて、市民の国際感覚の育成と国際交流の推進を図ります。

#### 取組方向

##### ①文化交流の促進

取組の方向性	○地域で交流できる環境を整備し、外国人住民と日本人住民の交流機会を創出します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○外国の文化や習慣に触れる機会の創出<ul style="list-style-type: none"><li>・外国に関する資料・展示の充実、外国人住民との交流等により、外国の様々な文化に触れる機会を創ります。</li></ul></li><li>○国際理解講座や国際交流のイベント開催の促進<ul style="list-style-type: none"><li>・様々な団体が主催するセミナーやイベント等の開催を促します。</li></ul></li></ul>

## ②姉妹都市交流の促進

取組の方向性	○姉妹都市との友好を深めるとともに、市民の国際感覚の育成と国際交流の推進を図ります。
取組内容	○姉妹都市等との交流の促進 <ul style="list-style-type: none"><li>・本市と姉妹都市提携を結ぶバイセリア市（アメリカ合衆国カリフォルニア州）、フェデレーション市（オーストラリアニューサウスウェールズ州）との姉妹都市交流を活性化し姉妹都市との友好を深めます。</li><li>・姉妹都市交流事業や、市民間の様々な交流事業への支援を通じて、市民の国際理解の向上を図ります。</li></ul>

# 第5章 プランの推進に向けて

## 1 プランの推進に向けて

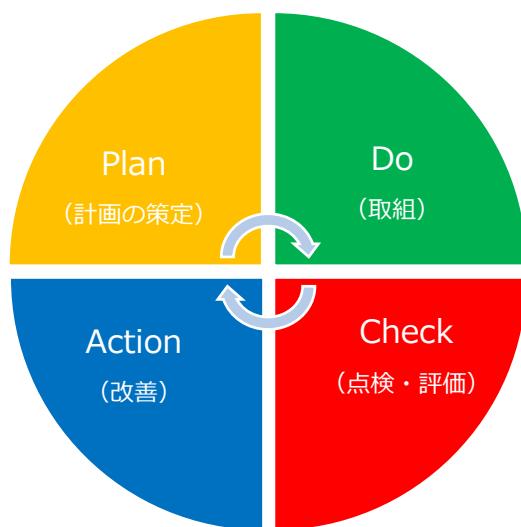
本プランの推進に「チーム三木」で取り組むため、「三木市総合計画」に即した各主体(地域住民、各種団体、企業、行政など)の役割を明確にするとともに、本市を構成する様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ連携・協働を積極的に図っていく必要があります。

そのため、市民一人ひとりが「三木市多文化共生推進プラン」の基本理念や基本目標を理解し、共有できるようホームページ等で公表し、市民に周知します。

## 2 プランの進行管理

本プランの進行管理にあたっては、府内関係各課において、計画の策定(Plan)、計画に基づく取り組み(Do)、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で(Check)、その後の取組を改善する(Action)一連のPDCAサイクル<sup>※26</sup>により行います。

毎年度、進捗状況や目標の達成状況を整理し、「三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会」において評価することによって、計画の効果的な推進を図ります。



# 資料編

## 三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会設置要綱

### (設置)

第1条 多様な文化的背景をもつ市民がお互いの文化や価値観の違いを認め合う、誰もが住みやすいまちづくりを推進するにあたり、三木市多文化共生推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定及び見直し並びに推進プランに係る施策の検証を行うため、三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 推進プランに係る施策の検証に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動団体等を代表する者
- (3) 市内の企業等を代表する者
- (4) 公募による者
- (5) その他、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (開会方法の特例)

第6条 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等

に十分留意するものとする。

- (1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点、大規模な災害等の発生等により会議の開会場所への参集が困難であると認められる場合
  - (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により会議の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の出席の求めがある場合
- 2 前項第2号の規定により、委員は、オンラインによる会議の出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前条第2項の出席委員とする。

(幹事会)

第7条 委員会に推進プランに関する事務調整を円滑に実施するため幹事会を置き、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民生活部市民協働課長をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 4 幹事会は、必要があると認めるときは、会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会及び部会の会議は、これを公開する。ただし、三木市審議会等の会議の公開に関する条例（平成20年三木市条例第1号）第4条各号に該当する場合は、委員長は、委員会等に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- 2 幹事会の会議は、これを非公開とする。

(秘密保持義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会、幹事会及び部会（以下「委員会等」という。）の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- (招集の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表（第7条関係）

職名
総合政策部企画政策課長
総合政策部危機管理課長
総務部財政課長
総務部税務課長
市民生活部市民協働課長
市民生活部人権推進課長
市民生活部市民課長
市民生活部生活環境課長
市民生活部環境課長
健康福祉部福祉課長
健康福祉部子育て支援課長
健康福祉部健康増進課長
産業振興部商工振興課長
都市整備部建築住宅課長
教育総務部生涯学習課長
教育振興部学校教育課長
教育振興部教育・保育課長
消防署救急救助課長

## 三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会委員名簿

(任期：令和4年11月1日～令和6年3月31日)

氏名	団体名 役職等	分野	備考
乾 美紀	兵庫県立大学環境人間学部教授	第3条第2項第1号 学識経験	委員長
植田吉則	三木市社会福祉協議会会长	第3条第2項第2号 地域活動団体等	副委員長
河越恭子	三木市国際交流協会事務局長	第3条第2項第2号 地域活動団体等	
水場あけみ	NPO法人ラリグラス代表	第3条第2項第2号 地域活動団体等	
東中閑哉	三木地区区長協議会	第3条第2項第2号 地域活動団体等	
小鉢哲夫	自由が丘地区区長協議会	第3条第2項第2号 地域活動団体等	
神澤 康	三木商工会議所事務局長	第3条第2項第3号 市内企業等	
坪之内康宏	吉川町商工会事務局長	第3条第2項第3号 市内企業等	
橋本幸司	(株) ヒロノテック 取締役専務	第3条第2項第3号 市内企業等	
樺木由美子	グリコマニュファクチャリングジャパン(株) 兵庫工場 人事総務課	第3条第2項第3号 市内企業等	
チャウ ファム ドゥック ハオ	市民公募	第3条第2項第4号 公募委員	
孟 義俊	市民公募	第3条第2項第4号 公募委員	
池田典子	市民公募	第3条第2項第4号 公募委員	
寒者 恵	市民公募	第3条第2項第4号 公募委員	
堀井弘幸	三木市医師会会长	第3条第2項第5号 市長が必用と認める	

(敬称略)

## 三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会会議経過

- 第1回三木市多文化共生推進プラン幹事会
  - ・開催日：令和4年7月15日（金）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン策定方針、アンケートの実施
- 第1回三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会
  - ・開催日：令和4年11月30日（水）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン策定方針、アンケート調査の結果報告
- 第2回三木市多文化共生推進プラン幹事会
  - ・開催日：令和4年12月21日（水）
  - ・主な検討内容：アンケート調査の結果報告、三木市多文化共生推進プラン骨子（案）
- 第2回三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会
  - ・開催日：令和5年2月1日（水）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン骨子（案）、三木市施策体系と取組の方向
- 第3回三木市多文化共生推進プラン幹事会
  - ・開催日：令和5年7月12日（水）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン素案
- 第4回三木市多文化共生推進プラン幹事会
  - ・開催日：令和5年8月9日（水）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン素案（修正案）
- 第3回三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会
  - ・開催日：令和5年9月22日（金）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン素案、スケジュールについて
- 第5回三木市多文化共生推進プラン幹事会
  - ・開催日：令和5年10月27日（金）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン素案（修正案）、スケジュールについて
- 第4回三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会
  - ・開催日：令和5年11月1日（水）
  - ・主な検討内容：三木市多文化共生推進プラン素案（修正案）、スケジュールについて

## 用語解説

	語 句	解 説
1	パブリックコメント	政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を市民の皆さんに公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。
2	生活オリエンテーション	日本で生活する上でトラブルが起きないように、日本社会のルールや習慣などを説明すること。
3	グローバル化	国境を越えて人や物、資金、情報の結びつきが深まり、世界が一つのようになること。航空交通網やインターネットなどの情報通信、衛星通信、海底ケーブルなどの通信網発達によって、近年急激に進んでいる。
4	在留資格	外国人が日本に滞在するための資格。出入国管理及び難民認定法により規定され、滞在の目的や期間が定められている。
5	特定技能	平成 31 年（2019 年）4 月から新設された在留資格。人手不足が深刻な産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を労働者として受け入れる在留資格。
6	日本語教室	日本語教育の推進に関する法律第 2 条の定義では、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に行われる日本語の普及を図るために活動を含む）をいう。
7	多様性	多様性 (diversity) とは、「ある集団の中に異なる特徴・特性を持つ人がともに存在すること」です。プランでは、性別・国籍・人種・年齢など、様々な違いがあることを指す。
8	包摶性	社会的立場に関わらず、多様な人々を社会や組織に取り込んでいくこと。
9	持続可能な開発目標（SDGs）	「Sustainable Development Goals」の略。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摶性のある社会の実現のため、2015 年の国連サミットで採択された国際目標。17 のゴール、169 のターゲットが定められている。
10	母語	その人が子どものころから使っていて、もっともスムーズに感情を表現することのできる言語のこと。
11	やさしい日本語	難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。外国人だけではなく、高齢者や子ども、障がいのある人など、多くの人にわかりやすく伝えようとするものである。
12	アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているような感覚のこと。
13	NPO	「Non Profit Organization」の略で民間非営利団体のこと。

	語 句	解 説
14	メディア	媒体、媒質、伝達手段、中間などの意味を持つ英単語「medium」の複数形。情報の伝達や記録に用いられる物体や装置、及びこれを利用して人に情報伝達・配布する仕組みや事業組織などを示すことが多い。
15	コミュニケーションボード	外国人向けコミュニケーションボードは、翻訳テキストやイラスト、写真を指し示すことで外国人の方とのやり取りを支援するツール。
16	SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。
17	I C T	「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
18	A I	(Artificial Intelligence)（人工知能）の略。コンピューターサイエンスの一分野で、音声認識、意思決定、視覚など、通常は人間の知能に関連するタスクをコンピューターシステムが学習して実行することを可能にするものの総称。
19	学齢簿	市町村の教育委員会が当該市町村の区域内に住んでいる学齢児童、学齢生徒について編成しなくてはならない表簿のこと。
20	プレスクール	就学前の外国人の子どもへの初期の日本語指導・学校生活指導のこと。
21	ハラール	イスラム法で「許されたもの」を意味し、行って良い事や食品においてもイスラム法上で食べることが許されている食材や料理のことを言う。イスラム教では、豚やアルコールを含む食品・調味料を食することを禁止されている。
22	災害時多言語表示シート	災害時に使用する用語を多言語に翻訳したシート。
23	ピクトグラム	絵文字や絵単語と呼ばれることもあり、見た目でわかる案内用図記号である。文字の代わりに視覚的な図記号で表現することにより、小さな子供や外国人でも簡単に理解できる。
24	ライフサイクル	人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。
25	ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようしたりするなどの一方的な内容の言動のこと。
26	P D C A サイクル	目標達成に向けて計画を立て、実行し、改善するというような、事業を効果的に管理するためのシステムである「マネジメントサイクル」の一つ。

## 三木市多文化共生推進プラン

三木市市民生活部市民協働課

〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL : 0794-82-2000 (代表) Fax : 0794-82-2318

令和 6 年 (2024 年) 3 月発行



